

京 都 府 地 域 防 災 計 画  
新 旧 対 照 表

令 和 4 年 度  
改 定 案

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故
-----	--------------------

頁	現行	修正	修正理由
15	<b>第2編 災害予防計画</b>	<b>第2編 災害予防計画</b>	
19	<p><b>第1章 気象等観測・予報計画（各機関）</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>7 気象情報</p> <p>（4）土砂災害警戒情報</p> <p>イ 内容</p> <p>土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、<u>文章を補足する図</u>を報ずる。</p> <p>ウ 意義</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。</p> <p><u>これにより、市町村長が避難勧告等を発令する場合の参考として利用できる。</u></p>	<p><b>第1章 気象等観測・予報計画（各機関）</b></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>7 気象情報</p> <p>（4）土砂災害警戒情報</p> <p>イ 内容</p> <p>土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、<b>補足情報</b>を報ずる。</p> <p>ウ 意義</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。</p>	<p>京都府水防計画の修正に伴う修正</p> <p><b>【建設交通部】</b></p>
20	<b>第1章 気象等観測・予報計画</b>	<b>第1章 気象等観測・予報計画</b>	

頁	現行	修正	修正理由
	<p>第2節 計画の内容</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>ウ 意義</p> <p>これにより、市町村長が避難勧告等を発令する場合の参考として利用できる。</p> <p>エ 発表基準等</p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、<u>5</u>キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。</p> <p>平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和2年に検証対象災害事例（1991年～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。</p> <p>(イ) 過去の災害が無い<u>5</u>キロメッシュについては、等RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。</p>	<p>第2節 計画の内容</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>ウ 意義</p> <p>これにより、市町村長が避難<u>指示</u>等を発令する場合の参考として利用できる。</p> <p>エ 発表基準等</p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、<u>1</u>キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。</p> <p>平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和2年に検証対象災害事例（1991年～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。</p> <p>(イ) 過去の災害が無い<u>1</u>キロメッシュについては、等RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。</p>	<p>災害対策基本法の改定に伴う修正追記（令和3年5月）</p> <p>【災害対策課】</p> <p>京都府水防計画の修正に伴う修正</p> <p>【建設交通部】</p>
25	<p>(表) 警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>(表) (別表1) 大雨警報基準</p>	<p>(表) 警報・注意報発表基準一覧表</p> <p><u>(最新状況に差替え)</u></p> <p>(表) (別表1) 大雨警報基準</p>	<p>時点修正</p> <p>【京都地方気象台】</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>(表) (別表2) 洪水警報基準</p> <p>(表) (別表3) 大雨注意報基準</p> <p>(表) (別表4) 洪水注意報基準</p> <p>(表) (別表5) 高潮警報・注意報基準</p>	<p><u>(最新状況に差替え)</u></p> <p>(表) (別表2) 洪水警報基準</p> <p><u>(最新状況に差替え)</u></p> <p>(表) (別表3) 大雨注意報基準</p> <p><u>(最新状況に差替え)</u></p> <p>(表) (別表4) 洪水注意報基準</p> <p><u>(最新状況に差替え)</u></p> <p>(表) (別表5) 高潮警報・注意報基準</p> <p><u>(最新状況に差替え)</u></p>	
40 40 41 41	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報</p> <p>(1) 対象河川、区域等(京都府関係) 表中</p> <p>宇治市宇治<u>塔川</u>36番の2地先</p> <p>相楽郡笠置町<u>切山</u>字宮毛田3まで</p> <p>宇治市宇治金井戸16-<u>5</u></p> <p>京都市右京区嵯峨<u>亀ノ尾</u>町</p>	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報</p> <p>(1) 対象河川、区域等(京都府関係) 表中</p> <p>宇治市宇治<u>塔之川</u>36番の2地先</p> <p>相楽郡笠置町<u>大字切山小字</u>宮毛田3まで</p> <p>宇治市宇治金井戸16-<u>5</u></p> <p>京都市右京区嵯峨<u>亀の尾</u>町</p>	<p>語句修正</p> <p>【近畿地方整備局】</p>
44	<p>第4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知</p> <p>(2) 氾濫危険水位(特別警戒水位)に係る水位情報の通知・周知等</p> <p>水防法第13条第2項の規定により、<u>河川</u>において洪</p>	<p>第4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知</p> <p>(2) 氾濫危険水位(特別警戒水位)に係る水位情報の通知・周知等</p> <p>水防法第13条第2項の規定により、洪水により相当</p>	

頁	現行	修正	修正理由																
	<p>水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。</p> <p>～知事は、<u>避難のための立退きの勧告又は指示</u>の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>～府は、市町村長による洪水時における<u>避難勧告</u>等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p>	<p>な損害を生ずるおそれがあるものとして<u>知事</u>が指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。</p> <p>～知事は、<u>避難指示等</u>の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>～府は、市町村長による洪水時における<u>避難指示</u>等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p>	<p>字句修正</p> <p>【建設交通部】</p> <p>災害対策基本法の改定に伴う修正追記（令和3年5月）</p> <p>【災害対策課】</p>																
46	<p>（表）水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等</p> <p>防賀川（上流）</p> <table border="0"> <tr> <td>水防団待機（指定）水位</td> <td><u>0.50</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫注意（警戒）水位</td> <td><u>0.90</u></td> </tr> <tr> <td>堤防高</td> <td><u>1.50</u></td> </tr> <tr> <td>指定年月日</td> <td><u>平26.6.13</u></td> </tr> </table>	水防団待機（指定）水位	<u>0.50</u>	氾濫注意（警戒）水位	<u>0.90</u>	堤防高	<u>1.50</u>	指定年月日	<u>平26.6.13</u>	<p>（表）水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等</p> <p>防賀川（上流）</p> <table border="0"> <tr> <td>水防団待機（指定）水位</td> <td><u>0.40</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫注意（警戒）水位</td> <td><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td>堤防高</td> <td><u>2.94</u></td> </tr> <tr> <td>指定年月日</td> <td><u>令3.6.9</u></td> </tr> </table>	水防団待機（指定）水位	<u>0.40</u>	氾濫注意（警戒）水位	<u>1.00</u>	堤防高	<u>2.94</u>	指定年月日	<u>令3.6.9</u>	<p>京都府水防計画の修正に伴う修正</p> <p>【建設交通部】</p>
水防団待機（指定）水位	<u>0.50</u>																		
氾濫注意（警戒）水位	<u>0.90</u>																		
堤防高	<u>1.50</u>																		
指定年月日	<u>平26.6.13</u>																		
水防団待機（指定）水位	<u>0.40</u>																		
氾濫注意（警戒）水位	<u>1.00</u>																		
堤防高	<u>2.94</u>																		
指定年月日	<u>令3.6.9</u>																		
59	<p>第13 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視（府建設交通部）</p> <p>1 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の</p>	<p>第13 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視（府建設交通部）</p> <p>1 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の</p>	<p>京都府水防計画の修正に伴う修正</p> <p>【建設交通部】</p>																

頁	現行	修正	修正理由												
	<p>108雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、</p> <p><u>3 土砂災害警戒情報と防災活動</u></p> <p><u>土砂災害警戒情報が発表された該当市町村は、京都府砂防課から提供される1キロメッシュの補足情報を利活用して避難指示(緊急)などの参考資料とする。</u></p>	<p>109雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、</p> <p><u>(削除)</u></p>													
64	<p>(表) 京都府 水位観測所 (テレメータ)</p> <p>No.7 矢田橋 京丹後市峰山町字糸井新田326-2地先</p> <p>No.10 興戸 (防賀川)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td style="text-align: right;">0.50</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td style="text-align: right;">0.90</td> </tr> <tr> <td>堤防高</td> <td style="text-align: right;">1.50</td> </tr> </table> <p>No.11 新橋 京丹後市久美浜町新橋</p>	水防団待機水位	0.50	氾濫注意水位	0.90	堤防高	1.50	<p>(表) 京都府 水位観測所 (テレメータ)</p> <p>No.7 矢田橋 京丹後市峰山町<del>矢田</del>小字糸井新田326-2地先</p> <p>No.10 興戸 (防賀川)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td style="text-align: right;">0.40</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td style="text-align: right;">1.00</td> </tr> <tr> <td>堤防高</td> <td style="text-align: right;">2.94</td> </tr> </table> <p>No.11 新橋 京丹後市久美浜<del>新</del>小字新橋</p>	水防団待機水位	0.40	氾濫注意水位	1.00	堤防高	2.94	<p>京都府水防計画の修正に伴う修正及び誤記修正</p> <p>【建設交通部】</p>
水防団待機水位	0.50														
氾濫注意水位	0.90														
堤防高	1.50														
水防団待機水位	0.40														
氾濫注意水位	1.00														
堤防高	2.94														
67	<p>(表) 京都府 水位観測所 (危機管理型水位計)</p> <p>No.19 丹後-岩屋川-1 岩屋川 与謝野町</p> <p>設置箇所 122箇所</p>	<p>(表) 京都府 水位観測所 (危機管理型水位計)</p> <p>No.19 丹後-岩屋川-1 岩屋川 与謝野町</p> <p><del>丹後-善王寺川-1 善王寺川 京丹後市</del></p> <p><del>丹後-久次川-1 久次川 京丹後市</del></p> <p><del>丹後-永留川-1 永留川 京丹後市</del></p> <p>設置箇所 126箇所</p>	<p>水位計の新設</p> <p>【建設交通部】</p>												
71	<p>(図) 京都府 水位計・河川監視カメラ配置図</p>	<p>(図) 京都府 水位計・河川監視カメラ配置図</p>	<p>時点修正</p>												

頁	現行	修正	修正理由
		<u>(最新状況に差し替え)</u>	【山城広域振興局】
78	(表) 国土交通省 雨量観測所 (テレメーター) 綴喜郡宇治田原町宮村 京都市右京区京北上黒田町 標高483 南丹市日吉町木住七郎ケ谷301 南丹市園部町大河内馬道 1 南丹市八木町鳥羽 京都市北区雲ヶ畑中畑 標高250 宇治市西笠取 福知山市三和町辻 船井郡京丹波町西河内	(表) 国土交通省 雨量観測所 (テレメーター) 綴喜郡宇治田原町 <u>大字奥山田小字政所18-4</u> 京都市右京区京北上黒田 標高 <u>350</u> 南丹市日吉町 <u>殿田</u> 南丹市園部町大河内 南丹市八木町 <u>字</u> 鳥羽 京都市北区雲ヶ畑 <u>中畑町176</u> 標高 <u>290</u> 宇治市西笠取 <u>辻出川東37番1</u> 福知山市三和町 <u>字辻小字河野</u> 船井郡京丹波町 <u>字西河内小字川ノ上</u>	時点修正及び語句修正 【近畿地方整備局】
79	(表) 国土交通省 水位観測所 (テレメーター) 宇治市宇治山王 久世郡久御山町大橋辺北島 八幡市橋本奥ノ町 南丹市八木町鳥羽 水防団待機水位 <u>二</u> 氾濫注意水位一 亀岡市保津町下中島 水防団待機水位 <u>二</u> 氾濫注意水位一 綾部市味方町 河口よりの距離 <u>51.90</u> 零点高TP+ <u>33.500</u>	(表) 国土交通省 水位観測所 (テレメーター) 宇治市宇治 <u>山王町</u> 久世郡久御山町 <u>大字大橋辺小字北島</u> 八幡市 <u>八幡在応寺</u> 南丹市八木町鳥羽 水防団待機水位 <u>1.50</u> 氾濫注意水位一 亀岡市保津町 <u>追分中島</u> 水防団待機水位 <u>2.50</u> 氾濫注意水位 <u>4.50</u> 綾部市味方町 河口よりの距離 <u>二</u> 零点高 <u>二</u>	時点修正及び語句修正 【近畿地方整備局】

頁	現行	修正	修正理由
	福知山市大江町南有路 水防団待機水位3.50 氾濫注意水位_ 河口よりの距離 <u>21.07</u> 福知山市 <u>長田</u>	福知山市大江町南有路 水防団待機水位3.50 氾濫注意水位 <u>5.00</u> 河口よりの距離 <u>21.05</u> 福知山市 <u>字長田小字市ヶ島</u>	
92	(図) 「桂川中流・園部川」洪水予報の連絡系統 京都府 <u>防災消防企画課</u>	(図) 「桂川中流・園部川」洪水予報の連絡系統 京都府 <u>災害対策課</u>	組織名称の修正 【災害対策課】
95	(図) 「小畑川」水防警報・水位情報の連絡系統 乙訓地域総防災課	(図) 「小畑川」水防警報・水位情報の連絡系統 乙訓地域 <u>総務</u> 防災課	組織名称の修正 【山城広域振興局】
111	<b>第2章 情報連絡通信網の整備計画</b> 第1節 情報連絡通信網の整備 大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難 <u>勧告</u> 等の伝達が必要となる。 (略) デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。	<b>第2章 情報連絡通信網の整備計画</b> 第1節 情報連絡通信網の整備 大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難 <u>指示</u> 等の伝達が必要となる。 (略) デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、 <u>平時からの災害情報のオープン化</u> を図るよう努める	府の施策を反映 【災害対策課】
112	第8 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用 府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール・ <u>事前登録</u> による	第8 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用 府、市町村は、住民に迅速に <u>災害</u> 情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、 <u>事前登録</u> に	関西防災・減災プランの改訂に伴う修正



頁	現行	修正	修正理由
	メールの活用を進める。	よるメール、 <u>SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備</u> を進める。	【災害対策課】
114 ～ 116	<b>第3章 河川防災計画</b> 第1節 河川の現況 第1 淀川水系の現況 1 宇治川流域 2 桂川流域 亀岡市から大山崎町まで流路延長は <u>32.3</u> kmである。	<b>第3章 河川防災計画</b> 第1節 河川の現況 第1 淀川水系の現況 1 宇治川流域 (以下 <u>m<sup>2</sup>/sec</u> を <u>m<sup>3</sup>/s</u> に修正) 2 桂川流域 京都市から大山崎町まで流路延長は <u>112.8</u> kmである。	時点修正 【建設交通部】  誤記修正 【建設交通部】
115	第2節 河川改修計画 第1 国土交通省の河川改修計画 1 淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画 (略) また、平成9年の河川法改正を踏まえ、平成19年8月に河川整備計画基本方針が、平成21年3月には河川整備計画が策定された。 <u>(追加)</u>	第2編 災害予防計画 第1 国土交通省の河川改修計画 1 淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画 (略) また、平成9年の河川法改正を踏まえ、平成19年8月に河川整備計画基本方針が、平成21年3月には河川整備計画が策定された。 <u>河川整備計画策定(平成21(2009)年3月)以降、河川整備計画に位置付けた整備が大幅に進捗してきた一方、平成25(2013)年台風18号、平成29(2017)年台風21号、平成30(2018)年7月豪雨など、頻繁に豪雨が発</u>	時点修正 【近畿地方整備局】

頁	現行	修正	修正理由
		<p><u>生。また、淀川大塚切れ100年を契機に一堂に会した沿川自治体から、流域全体で河川整備のさらなる推進の要望もあり、令和3年8月に河川整備計画が変更された。</u></p>	
116	<p>第2 京都府の河川整備  <u>明日の京都における「暮らしの安全（犯罪や事故の危険性が小さく、災害にも強い社会へ）」</u>の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画を<u>順次策定し、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。</u>  (略)  そのほか、東日本大震災、府南部豪雨及び平成25年9月の台風第18号災害を教訓に、</p>	<p>第2 京都府の河川整備  <u>京都夢実現プラン</u>における「<u>しなやかで災害に強い地域</u>」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画に<u>基づき</u>、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。  (略)  そのほか、東日本大震災、<u>平成24年8月の</u>府南部豪雨及び平成25年9月の台風第18号災害を教訓に、</p>	<p>取組状況に応じた修正  【建設交通部】    対象豪雨の明確化  【建設交通部】</p>
123	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節  (図) 和知ダム放流通報の連絡系統  関西電力(株) <u>水力事業本部</u></p>	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節  (図) 和知ダム放流通報の連絡系統  関西電力(株) <u>再生可能エネルギー事業本部</u></p>	<p>組織改正による修正  【関西電力送配電株式会社】</p>
126	<p>(図) 畑川ダム放流通報の連絡系統  園部地域総務室</p>	<p>(図) 畑川ダム放流通報の連絡系統  園部地域総務<u>防災課</u></p>	<p>組織名称の修正  【災害対策課】</p>
127	<p>第4章 林地保全計画  第2節 民有林対策計画</p>	<p>第4章 林地保全計画  第2節 民有林対策計画</p>	

頁	現行	修正	修正理由
	<p>第1 治山事業</p> <p>1 現状</p> <p>府内森林面積<u>342,577ha</u>のうち、民有林森林面積は<u>335,215ha</u>であり、そのうち<u>105,739ha</u>は（略）</p> <p>第3 森林整備事業（造林事業）</p> <p>1 現状</p> <p><u>令和元年度末</u>の府内の人工林面積は<u>126,529ha</u>である。近年、拡大造林面積は年間15から<u>70ha</u>程度で推移しており、減少の傾向にある。（略）</p> <p>3 計画の内容</p> <p>また、採算面から手入れがされず、今後も経営困難な人工林については、国の森林環境譲与税を活用して市町村が<u>所有者の特定や施業の把握</u>など必要な管理を進めることとしており、府としてもこうした市町村の取組が進むよう林業の専門的な助言、指導を行う京都森林経営管理サポートセンターとも連携し、相談窓口の設置や職員研修等の支援を実施する。</p> <p>放置され、機能の低下を招いている人工林については、<u>強度の間伐</u>を実施するなど（略）</p> <p>第4 山地災害危険地区の周知等</p>	<p>第1 治山事業</p> <p>1 現状</p> <p>府内森林面積<u>342,470ha</u>のうち、民有林森林面積は<u>335,107ha</u>であり、そのうち<u>105,950ha</u>は（略）</p> <p>第3 森林整備事業（造林事業）</p> <p>1 現状</p> <p><u>令和2年度末</u>の府内の<u>民有林</u>人工林面積は<u>126,507ha</u>である。近年、拡大造林面積は年間15から<u>55ha</u>程度で推移しており、減少の傾向にある。（略）</p> <p>3 計画の内容</p> <p>また、採算面から手入れがされず、今後も経営困難な人工林については、国の森林環境譲与税を活用して市町村が<u>災害防止のための間伐</u>など必要な管理を進めることとしており、府としてもこうした市町村の取組が進むよう林業の専門的な助言、指導を行う京都森林経営管理サポートセンターとも連携し、相談窓口の設置や職員研修等の支援を実施する。</p> <p>放置され、機能の低下を招いている人工林については、<u>間伐</u>を実施するなど（略）</p> <p>第4 山地災害危険地区の周知等</p>	<p>時点修正</p> <p>【農林水産部】</p> <p>事業の進捗状況に応じた修正</p> <p>【農林水産部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>3 地域住民への周知</p> <p>人的被災を・・・各広域振興局<u>森づくり推進室</u>及び・・・。</p>	<p>3 地域住民への周知</p> <p>人的被災を・・・各広域振興局<u>森づくり振興課</u>及び・・・。</p>	<p>組織名称の修正</p> <p>【農林水産部】</p>
130	<p><b>第5章 砂防関係事業計画</b></p> <p>第1節 総則</p> <p>～また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための<u>3か年緊急対策</u>」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、砂防関係事業を推進する。</p> <p>第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達</p> <p>(表) 府内土砂災害警戒区域等指定区域一覧</p> <p>第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム</p> <p>第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的)</p> <p>市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な～講じる。</p>	<p><b>第5章 砂防関係事業計画</b></p> <p>第1節 総則</p> <p>～また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための<u>5か年加速化対策</u>」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、砂防関係事業を推進する。</p> <p>第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達</p> <p>(表) 府内土砂災害警戒区域等指定区域一覧</p> <p><u>(最新状況に差替え)</u></p> <p>第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム</p> <p>第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的)</p> <p>市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難<u>指示</u>等必要な～講じる。</p>	<p>事業名変更</p> <p>【建設交通部】</p> <p>時点修正</p> <p>【建設交通部】</p> <p>京都府水防計画の修正に伴う修正</p> <p>【建設交通部】</p>

頁	現行	修正	修正理由																
	<p>第5 京都府土砂災害警戒情報システム</p> <p>1 システムの概要</p> <p>第7節 砂防対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>～また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 (令和2年10月末現在)</p> <p>面的な指定 告示数 54</p> <p>溪流の指定 溪流数 <u>1,092</u></p>	<p>第5 京都府土砂災害警戒情報システム</p> <p>1 システムの概要</p> <p><u>(システム説明図を差替え)</u></p> <p>第7節 砂防対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>～また、府内には次のとおり砂防指定地がある。 (令和4年3月末現在)</p> <p>面的な指定 告示数 54</p> <p>溪流の指定 溪流数 <u>1,070</u></p>																	
138	(表) 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧	(表) 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 <u>(最新状況に差し替え)</u>	時点修正 (建設交通部)																
144	<p>第11節 土砂災害復旧計画</p> <p>(表) 土砂災害後の復旧体系</p> <table border="1" data-bbox="327 954 1016 1343"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 954 387 1198">災害の種別</th> <th data-bbox="387 954 528 1198">法指定</th> <th data-bbox="528 954 960 1198">事業の種類</th> <th data-bbox="960 954 1016 1198">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1198 387 1343">急傾斜</td> <td data-bbox="387 1198 528 1343">急傾斜地崩壊危険区域</td> <td data-bbox="528 1198 960 1343"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>・災害関連急傾斜地崩壊対策特</li> </ul> </td> <td data-bbox="960 1198 1016 1343">略</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種別	法指定	事業の種類	根拠法令	急傾斜	急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>・災害関連急傾斜地崩壊対策特</li> </ul>	略	<p>第11節 土砂災害復旧計画</p> <p>(表) 土砂災害後の復旧体系</p> <table border="1" data-bbox="1039 954 1729 1343"> <thead> <tr> <th data-bbox="1039 954 1099 1198">災害の種別</th> <th data-bbox="1099 954 1240 1198">法指定</th> <th data-bbox="1240 954 1673 1198">事業の種類</th> <th data-bbox="1673 954 1729 1198">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 1198 1099 1343">急傾斜</td> <td data-bbox="1099 1198 1240 1343">急傾斜地崩壊危険区域</td> <td data-bbox="1240 1198 1673 1343"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>・災害関連急傾斜地崩壊対策特</li> </ul> </td> <td data-bbox="1673 1198 1729 1343">略</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種別	法指定	事業の種類	根拠法令	急傾斜	急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>・災害関連急傾斜地崩壊対策特</li> </ul>	略	事業体系の修正 【農林水産部】
災害の種別	法指定	事業の種類	根拠法令																
急傾斜	急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>・災害関連急傾斜地崩壊対策特</li> </ul>	略																
災害の種別	法指定	事業の種類	根拠法令																
急傾斜	急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業</li> <li>・災害関連急傾斜地崩壊対策特</li> </ul>	略																

頁	現行			修正			修正理由
	地崩壊	区域等なし 保安林指定地	別事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業  ・林地崩壊防止事業	地崩壊	区域等なし 保安林指定地  <u>区域等なし</u>	別事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業  <u>・災害関連緊急治山事業</u> <u>・治山激甚災害対策特別緊急事業</u> <u>・林地荒廃防止施設災害復旧事業</u>  ・林地崩壊防止事業	
146	(表) 土砂災害警戒区域等指定状況 (R3. 3. 31)			(表) 土砂災害警戒区域等指定状況 (R <u>4</u> . 3. 31) <u>(最新状況に差替え)</u>			時点修正 【建設交通部】
148	第6章 農業用施設防災計画 第2節 計画の方針 第2 農業用施設関係 「防災・減災、国土強靱化のための <u>3</u> か年緊急対策」			第6章 農業用施設防災計画 第2節 計画の方針 第2 農業用施設関係 「防災・減災、国土強靱化のための <u>5</u> か年緊急対策」			事業名の修正 【農林水産部】

頁	現行	修正	修正理由																		
	第3節 計画の内容 第2 個別事項 1 大雨、洪水対策 (1) 農業用ため池 エ 余水吐及び下流放水路障害物の除去	第3節 計画の内容 第2 個別事項 1 大雨、洪水対策 (1) 農業用ため池 エ <u>洪水吐き</u> 及び下流放水路障害物の除去	語句修正 <b>【農林水産部】</b>																		
153	<b>第7章 内水対策計画</b> 第2節 内水河川における対策 第7 弘法川 (表) 荒河排水機場 総能力 <u>15m<sup>3</sup>/s</u>	<b>第7章 内水対策計画</b> 第2節 内水河川における対策 第7 弘法川 (表) 荒河排水機場 総能力 <u>13m<sup>3</sup>/s</u>	時点修正 <b>【近畿地方整備局】</b>																		
154	第3節 土地改良区等の対策 第2 綴喜西部地区 本地区は京都府南部木津川左岸八幡市及びその上流部京田辺市を含む <u>1,042ha</u> の耕地である。地域は木津川の河床より低く地下水位が高く、湧水もあり低位耕地 <u>297ha</u> については降雨時の湛水は避けられない。	第3節 土地改良区等の対策 第2 綴喜西部地区 本地区は京都府南部木津川左岸八幡市及びその上流部京田辺市を含む耕地が対象である。地域は木津川の増水時は自然排水が不可能となり、湧水もあり低位耕地では降雨時の湛水は避けられない。	現状実態に合わせた修正 <b>【山城広域振興局】</b>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>田辺排水機場</th> <th>神矢排水機場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>能力・台数</td> <td>2.0 m<sup>3</sup>/s 1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水能力</td> <td>2.53 m<sup>3</sup>/s</td> <td>2.40 m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </tbody> </table>		田辺排水機場	神矢排水機場	能力・台数	2.0 m <sup>3</sup> /s 1台		排水能力	2.53 m <sup>3</sup> /s	2.40 m <sup>3</sup> /s	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>田辺排水機場</th> <th>神矢排水機場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>能力・台数</td> <td>2.5 m<sup>3</sup>/s 1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水能力</td> <td>2.5m<sup>3</sup>/s</td> <td>2.4m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </tbody> </table>		田辺排水機場	神矢排水機場	能力・台数	2.5 m <sup>3</sup> /s 1台		排水能力	2.5m <sup>3</sup> /s	2.4m <sup>3</sup> /s	
	田辺排水機場	神矢排水機場																			
能力・台数	2.0 m <sup>3</sup> /s 1台																				
排水能力	2.53 m <sup>3</sup> /s	2.40 m <sup>3</sup> /s																			
	田辺排水機場	神矢排水機場																			
能力・台数	2.5 m <sup>3</sup> /s 1台																				
排水能力	2.5m <sup>3</sup> /s	2.4m <sup>3</sup> /s																			

頁	現行			修正			修正理由																														
	設置年度	昭和30年度 昭和34年度		設置年度	昭和30年～ 昭和34年																																
155	巨椋池排水機場 原動機 ティーセールエンジン2,060kw			巨椋池排水機場 原動機 ティーセールエンジン2,800Ps			時点修正 【山城広域振興局】																														
164	<b>第10章 道路及び橋梁防災計画</b> 第1節 道路の現況 (表) 道路状況一覧表 <table border="1" data-bbox="331 762 1012 1109"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>管理延長(km) (平成31.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (平31.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>456.3</td> <td>537</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>885.2</td> <td>920</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>825.7</td> <td>792</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,167.2</td> <td>2,249</td> </tr> </tbody> </table>			道路種別	管理延長(km) (平成31.4.1)	橋梁箇所数 (平31.3.31)	一般国道	456.3	537	主要地方道	885.2	920	一般府道	825.7	792	計	2,167.2	2,249	<b>第10章 道路及び橋梁防災計画</b> 第1節 道路の現況 (表) 道路状況一覧表 <table border="1" data-bbox="1041 762 1722 1109"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>管理延長(km) (令和2.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (令和2.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>459.2</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>885.4</td> <td>903</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>825.4</td> <td>788</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,170.0</td> <td>2,254</td> </tr> </tbody> </table>			道路種別	管理延長(km) (令和2.4.1)	橋梁箇所数 (令和2.3.31)	一般国道	459.2	563	主要地方道	885.4	903	一般府道	825.4	788	計	2,170.0	2,254	時点修正 【建設交通部】
道路種別	管理延長(km) (平成31.4.1)	橋梁箇所数 (平31.3.31)																																			
一般国道	456.3	537																																			
主要地方道	885.2	920																																			
一般府道	825.7	792																																			
計	2,167.2	2,249																																			
道路種別	管理延長(km) (令和2.4.1)	橋梁箇所数 (令和2.3.31)																																			
一般国道	459.2	563																																			
主要地方道	885.4	903																																			
一般府道	825.4	788																																			
計	2,170.0	2,254																																			
173	<b>第11章 防災営農対策計画</b> 第2節 雪害及び寒干害予防対策 第2 林業対策 1 苗畑			<b>第11章 防災営農対策計画</b> 第2節 雪害及び寒干害予防対策 第2 林業対策 1 苗畑			語句修正 【農林水産部】																														



頁	現行	修正	修正理由
	<p>(3) 病害の防除</p> <p>ア (略) 降雪前及び融雪後に殺虫剤を散布するなど、適切な処置を行うこと。</p> <p>2 造林</p> <p>(7) 間伐</p> <p>急激な疎開をさけ、<u>弱度の間伐</u>をくり返して健全な林を仕立てること。</p> <p>第3 畜産対策</p> <p>1 一般対策</p> <p>(7) 病気の早期治療</p> <p>病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、<u>もよりの</u>家畜保健衛生所と緊密な連携を保つこと。</p> <p>第4 林業対策(水害)</p> <p>3 苗畑</p> <p>(略) 水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、<u>殺虫剤</u>を晴天日に散布する。</p>	<p>(3) 病害の防除</p> <p>ア (略) 降雪前及び融雪後に<u>殺菌剤</u>を散布するなど、適切な処置を行うこと。</p> <p>2 造林</p> <p>(7) 間伐</p> <p>急激な疎開をさけ、<u>間伐</u>をくり返して健全な林を仕立てること。</p> <p>第3 畜産対策</p> <p>1 一般対策</p> <p>(7) 病気の早期治療</p> <p>病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、<u>最寄り</u>の家畜保健衛生所と緊密な連携を保つこと。</p> <p>第4 林業対策(水害)</p> <p>3 苗畑</p> <p>(略) 水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、<u>殺菌剤</u>を晴天日に散布する。</p>	
186	<p><b>第13章 文化財災害予防計画</b></p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物</p>	<p><b>第13章 文化財災害予防計画</b></p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 <u>建造物</u></p>	時点修正

頁	現行	修正	修正理由
	<p>国指定建造物は府内に<u>698</u>棟あるが・・・義務付けられている<u>666</u>棟のうち、・・・</p> <p>一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は<u>1,187</u>棟を・・・指定建造物の<u>324</u>棟のうち</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）</p> <p>なお、有形民俗文化財の・・・。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在<u>529</u>所有者、<u>876</u>件・・・寄託となっているものが<u>183</u>件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の<u>693</u>件のうち・・・。</p> <p>残る<u>640</u>件については、防災上の措置について・・・</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>・・・府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は<u>102</u>件あるが・・・</p> <p>第3節 計画の内容</p> <p>第1 建造物</p> <p>防災施設整備の対象として、第<u>1</u>に・・・</p>	<p>国指定建造物は府内に<u>699</u>棟あるが・・・義務付けられている<u>667</u>棟のうち、・・・</p> <p>一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は<u>1,261</u>棟を・・・指定建造物の<u>326</u>棟のうち・・・</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）</p> <p>なお、有形民俗文化財の・・・。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在<u>546</u>所有者、<u>895</u>件・・・寄託となっているものが<u>186</u>件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の<u>709</u>件のうち・・・。</p> <p>残る<u>656</u>件については、<u>防災施設がないため</u>防災上の措置について・・・</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>・・・府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は<u>112</u>件あるが・・・</p> <p>第3節 計画の内容</p> <p>第1 建造物</p> <p>防災施設整備の対象として、第<u>二</u>に・・・</p>	<p>【文化財保護課】</p> <p>字句修正</p> <p>【文化財保護課】</p>
199	<p>第15章 消防組織整備計画</p> <p>(表) 市町村相互応援協定締結状況一覧</p>	<p>第15章 消防組織整備計画</p> <p>(表) 市町村相互応援協定締結状況一覧</p>	

頁	現行	修正	修正理由
	20 京奈和自動車道の消防相互応援に関する申し合わせ 京田辺市、城陽市 協定の内容 全災害__ 火災○ 風水害 救急○ 救助○ その他	20 京奈和自動車道消防相互応援協定書 京田辺市、城陽市、 <u>精華町、相楽中部消防組合</u> 協定の内容 全災害○ 火災 風水害 救急 救助 その他	新名神高速道路 変更に伴う修正 【城陽市】
201	(図) 防災機関へへり等の支援を要請するときの連絡 系統 府警察本部航空隊 (機動警ら課)	(図) 防災機関へへり等の支援を要請するときの連絡 系統 府警察本部航空隊 ( <u>警備第一課</u> )	組織改正による 修正 【府警察本部】
207	第16章 鉄道施設防災計画 (別表3) 段階別除雪の標準等 ○カンテラ使用	第16章 鉄道施設防災計画 (別表3) 段階別除雪の標準等 <u>削除</u>	現在の運用に合 わせた修正 【WILLER TRAINS】
209	第9節 京福電気鉄道株式会社の計画 風水害及び降雪対策 災害時及び災害のおそれがある場合における車両の 運転は、その状況に応じ、社内規程(運転取扱心得及 び関係規程)に基づいて、車両の一時運転中止を行う 等の処置をとる等、安全の確保を図る。	第9節 京福電気鉄道株式会社の計画 災害時及び災害のおそれがある場合、 <u>鉄道災害対策規 則</u> に基づいて、車両の一時運転中止を行う等の <u>措置を 講じ</u> 、安全の確保を図る。	鉄道災害対策関 連規定の制定に 伴う修正 【京福電気鉄道 株式会社】
213	(図) 京都市営地下鉄路線図	(図) 京都市営地下鉄路線図 <u>(最新状況に差し替え)</u>	時点修正 【京都市】
216	第18章 電気ガス施設防災計画 第1節 電気施設防災計画	第18章 電気ガス施設防災計画 第1節 電気施設防災計画	組織改正による 修正

頁	現行	修正	修正理由
217	<p>第2 計画の方針 設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保をはかるため、「台風21号検証委員会最終報告（2018年12月13日）」も踏まえて、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。</p> <p>第4 府の対策内容 府は、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう平常時から体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関係機関と共有する。</p>	<p>第2 計画の方針 設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保をはかるため、「台風21号検証委員会最終報告（2018年12月13日）」<u>及び「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」</u>も踏まえて、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。</p> <p>第4 府の対策内容 府は、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう平常時から体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関係機関と共有する。</p> <p><u>また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や、関西電力送配電株式会社との連携強化を図る。</u></p>	【関西電力送配電株式会社】
	<p>第19章 資材器材等整備計画</p> <p>第2節 応急復旧資材確保計画</p> <p>第3 警備用資材器材等</p> <p>2 海上警備救難関係の資材、器材</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第19章 資材器材等整備計画</p> <p>第2節 応急復旧資材確保計画</p> <p>第3 警備用資材器材等</p> <p>2 海上警備救難関係の資材、器材</p> <p>(1) (略)</p>	

頁	現行	修正	修正理由
220	<p>(2) 常時点検</p> <p>各保安部署、船艇において<u>次の設備資材等</u>を常時整備する。</p> <p><u>ア ゴム浮舟、膨張式救命筏等の救命器材</u></p> <p><u>イ ガソリンポンプ、各種化学消火剤等の消火器材</u></p> <p><u>ウ ファクシミリ等の気象器材</u></p> <p><u>エ 音響測深儀、検流器等の観測測量器材</u></p> <p><u>オ オイルフェンス、油処理剤等の流出油処理器材</u></p> <p><u>カ 専用有線、無線施設、携帯用無線機材等の施設器材</u></p>	<p>(2) 常時点検</p> <p>各保安部署、船艇において<u>海上警備救難関係の資材、器材</u>を常時整備する。</p> <p><u>(以下項目削除)</u></p>	<p>各保安部署の整備状況に応じた修正</p> <p>【第八管区海上保安本部】</p>
222	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画</p> <p>第3 物資の調達体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画</p> <p>第3 物資の調達体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3 府は、京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>関西防災・減災プランの改訂に伴う修正</p> <p>【災害対策課】</p>
225	<p>別図 食料品の調達等系統</p> <p>(2) 米穀の緊急引渡ルート</p> <p>(b) 政府所有米穀の調達</p> <p><u>※国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場</u></p>	<p>別図 食料品の調達等系統</p> <p>(2) 米穀の緊急引渡ルート</p> <p>(b) 政府所有米穀の調達</p> <p><u>※玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等は</u></p>	<p>玄米以外での引</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。</p> <p>図内 <u>農林水産省政策統括官</u></p>	<p><u>行わない</u>。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。</p> <p>図内 <u>農林水産省農産局長</u></p>	<p>き渡しの可能性もあるため。 【近畿農政局】</p> <p>令和3年7月1日付組織改正 【近畿農政局】</p>
230	<p><b>第20章 防災知識普及計画</b> 第3節 学校等における防災教育 (略)</p> <p>特に、<u>水害・土砂災害のリスクがある学校</u>においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</p> <p>また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。</p>	<p><b>第20章 防災知識普及計画</b> 第3節 学校等における防災教育 (略)</p> <p>特に、<u>すべての小・中学校</u>においては、<u>地域特有の防災課題に応じた</u>避難訓練と合わせて<u>実践的な</u>防災教育の実施に努める。</p> <p>また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。</p>	<p>「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）を踏まえた修正 【災害対策課】</p>
233	<p><b>第22章 自主防災組織整備計画</b> 第1 自主防災組織の具体的活動 (略)</p> <p>平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難</p>	<p><b>第22章 自主防災組織整備計画</b> 第1 自主防災組織の具体的活動 (略)</p> <p>平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難</p>	<p>「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）を踏まえた修正</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。</p>	<p>場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。</p> <p><u>この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。</u></p>	<p>【災害対策課】</p>
252	<p><b>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</b></p> <p>第6 外国人の安全確保</p> <p>1 府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。</p>	<p><b>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</b></p> <p>第6 外国人の安全確保</p> <p>1 府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語や「<u>やさしい日本語</u>」による防災知識の普及に努める。</p>	<p>関西防災・減災プランの改訂に伴う修正</p> <p>【災害対策課】</p>
253	<p><b>第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備</b></p> <p>第2節 廃棄物処理に係る防災計画</p> <p>第1 府の施策</p> <p>府は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。</p>	<p><b>第28章 廃棄物処理に係る防災体制の整備</b></p> <p>第2節 廃棄物処理に係る防災計画</p> <p>第1 府の施策</p> <p>府は、<u>京都府災害廃棄物処理計画に基づき市町村を支援するとともに</u>、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。</p>	<p>京都府災害廃棄物処理計画の内容を反映</p> <p>【府民環境部】</p>
264	<p><b>第34章 避難等に関する計画</b></p>	<p><b>第34章 避難等に関する計画</b></p>	<p>「令和3年7月</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>第2節 避難の周知徹底 (略)</p> <p>なお、府と市町村が連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。</p>	<p>第2節 避難の周知徹底 (略)</p> <p>なお、府と市町村が連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。</p> <p><u>その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。</u></p>	<p>からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）を踏まえた修正</p> <p>【災害対策課】</p>
266	<p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備</p> <p>第1 施設・設備・物資の備蓄</p> <p>避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策</p>	<p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備</p> <p>第1 施設・設備・物資の備蓄</p> <p>避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、<u>情報通信機器の確保</u>、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策</p>	<p>関西防災・減災プランの改訂に伴う修正</p> <p>【災害対策課】</p>



頁	現行	修正	修正理由
	<p>市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。</p> <p>また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。</p> <p><u>さらに、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保できるよう、防災部局と保健福祉部局が連携し、関係機関との調整を進める。</u></p>	<p>市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。</p> <p>また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。</p> <p><u>府は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、<b>防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保し、連絡・搬送体制を整備する（大規模地震発生時等を除く）。</b></u></p>	
273	<p>第11節 車中避難計画</p> <p>大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 車中避難計画</p> <p>大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する<b>おそれ</b>がある。</p> <p>(略)</p>	

頁	現行	修正	修正理由									
	<p>第2 府</p> <p>府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。</p> <p>また、京都府ホームページ上で、府・市町村が位置付けた車中避難場所を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する。</p>	<p>第2 府</p> <p><u>1</u> 府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。</p> <p><u>2</u> 府は、大規模災害発生時において車中泊避難の発生が多数になるおそれがあるときに備えて、次の施設に広域車中避難場所を整備することとし、あらかじめ広域車中避難場所の開設手順や運用方法を定めるとともに、必要な資機材・設備等を準備する。</p> <p><u>3</u> 京都府ホームページ上で、府・市町村が位置付けた車中避難場所を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する。</p> <table border="1" data-bbox="1043 858 1724 1342"> <thead> <tr> <th data-bbox="1043 858 1263 906">施設名</th> <th data-bbox="1263 858 1469 906">所在地</th> <th data-bbox="1469 858 1724 906">駐車場（台数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1043 906 1263 1102">山城総合運動公園</td> <td data-bbox="1263 906 1469 1102">宇治市広野町 八軒屋谷1</td> <td data-bbox="1469 906 1724 1102">第1 駐車場（252台） 第2 駐車場（735台）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 1102 1263 1342">丹波自然運動公園</td> <td data-bbox="1263 1102 1469 1342">船井郡京丹波町 曾根崩下代110-7</td> <td data-bbox="1469 1102 1724 1342">中央駐車場（約130台） 正門横駐車場（80台） 南駐車場（177台）</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	駐車場（台数）	山城総合運動公園	宇治市広野町 八軒屋谷1	第1 駐車場（252台） 第2 駐車場（735台）	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町 曾根崩下代110-7	中央駐車場（約130台） 正門横駐車場（80台） 南駐車場（177台）	<p>府の施策を反映 【災害対策課】</p>
施設名	所在地	駐車場（台数）										
山城総合運動公園	宇治市広野町 八軒屋谷1	第1 駐車場（252台） 第2 駐車場（735台）										
丹波自然運動公園	船井郡京丹波町 曾根崩下代110-7	中央駐車場（約130台） 正門横駐車場（80台） 南駐車場（177台）										

頁	現行	修正	修正理由
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">※</div> <p>※中央駐車場及び正門横駐車場が満車になった際に、活用を検討</p>	
276	<p><b>第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</b>  第2節 計画の内容  第5 事業者等への要請  1～2 (略)</p> <p><u>3</u> 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。</p>	<p><b>第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</b>  第2節 計画の内容  第5 事業者等への要請  1～2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。</u></p> <p><u>4</u> 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。</p>	<p>関西防災・減災プランの改訂に伴う修正  【災害対策課】</p>
279	<p><b>第37章 都市公園施設防災計画</b>  第1節 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>423.9</u> haある。  (表) 京都府立都市公園  木津川運動公園 城陽市 <u>10.9</u> h a</p>	<p><b>第37章 都市公園施設防災計画</b>  第1節 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>425.7</u> haある。  (表) 京都府立都市公園  木津川運動公園 城陽市 <u>12.7</u> h a</p>	<p>時点修正  【建設交通部】</p>

頁	現行	修正	修正理由																		
	<p>(合計) <u>423.9</u> ha</p> <p>第3節 計画の内容</p> <p>第1 府立都市公園の防災機能整備</p> <p>2 避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に<u>利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策</u></p> <p>3 避難施設や防災<u>センター</u>として活用可能な体育館、管理事務所等建築物について、必要に応じた<u>耐震対策</u></p>	<p>(合計) <u>425.7</u> ha</p> <p>第3節 計画の内容</p> <p>第1 府立都市公園の防災機能整備</p> <p>2 避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に<u>活用可能な広場、駐車場及び屋外運動施設（競技場、球技場、野球場、テニスコート等）を整備</u>するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策</p> <p>3 避難施設や防災<u>拠点</u>として活用可能な体育館、管理事務所、<u>クラブハウス等</u>の建築物について、必要に応じた<u>整備</u></p>	<p>整備状況に応じた修正</p> <p>【建設交通部】</p>																		
283	<b>第3編 災害応急対策計画</b>	<b>第3編 災害応急対策計画</b>																			
283	本編において、「危機管理監」とあるのは、当面の間、「危機管理部長」と読み替えるものとする。	<u>(削除)</u>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>【災害対策課】</p>																		
286	<p>(図) 雪害発生時の本部設置基準</p> <table border="1" data-bbox="331 1007 1010 1345"> <thead> <tr> <th colspan="3">京都府雪害対策連絡本部</th> </tr> <tr> <th>設置基準</th> <th>本部長</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○降・積雪状況の実態把握</li> <li>○地方雪害対策本部との連絡調整</li> <li>○被害状況の調査及び収集</li> <li>○除雪計画路線外の路線除雪</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	京都府雪害対策連絡本部			設置基準	本部長	活動内容	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降・積雪状況の実態把握</li> <li>○地方雪害対策本部との連絡調整</li> <li>○被害状況の調査及び収集</li> <li>○除雪計画路線外の路線除雪</li> </ul>	<p>(図) 雪害発生時の本部設置基準</p> <table border="1" data-bbox="1041 1007 1727 1345"> <thead> <tr> <th colspan="3">京都府雪害対策連絡本部</th> </tr> <tr> <th>設置基準</th> <th>本部長</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○降・積雪状況の実態把握</li> <li>○地方雪害対策本部、<u>関係機関</u>との連絡調整</li> <li>○被害状況の調査及び収集</li> <li>○除雪計画路線外の路線除雪</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	京都府雪害対策連絡本部			設置基準	本部長	活動内容	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降・積雪状況の実態把握</li> <li>○地方雪害対策本部、<u>関係機関</u>との連絡調整</li> <li>○被害状況の調査及び収集</li> <li>○除雪計画路線外の路線除雪</li> </ul>	<p>府の施策を反映</p> <p>【災害対策課】</p>
京都府雪害対策連絡本部																					
設置基準	本部長	活動内容																			
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降・積雪状況の実態把握</li> <li>○地方雪害対策本部との連絡調整</li> <li>○被害状況の調査及び収集</li> <li>○除雪計画路線外の路線除雪</li> </ul>																			
京都府雪害対策連絡本部																					
設置基準	本部長	活動内容																			
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降・積雪状況の実態把握</li> <li>○地方雪害対策本部、<u>関係機関</u>との連絡調整</li> <li>○被害状況の調査及び収集</li> <li>○除雪計画路線外の路線除雪</li> </ul>																			

頁	現行	修正	修正理由																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 280 472 475"></td> <td data-bbox="472 280 1010 475"> <p>についての協議</p> <p>○その他緊急事項の処理</p> </td> </tr> </table>		<p>についての協議</p> <p>○その他緊急事項の処理</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1041 280 1182 475"></td> <td data-bbox="1182 280 1727 475"> <p>についての協議</p> <p><u>○立ち往生車両、孤立集落等への対応</u></p> <p>○その他緊急事項の処理</p> </td> </tr> </table>		<p>についての協議</p> <p><u>○立ち往生車両、孤立集落等への対応</u></p> <p>○その他緊急事項の処理</p>															
	<p>についての協議</p> <p>○その他緊急事項の処理</p>																				
	<p>についての協議</p> <p><u>○立ち往生車両、孤立集落等への対応</u></p> <p>○その他緊急事項の処理</p>																				
295	<p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>(図) 京都府災害対策本部組織図</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="353 619 752 667">災害対策本部会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 667 752 762">           本部長（知事）            副本部長（副知事）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 762 752 858">危機管理監</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 858 752 959">各部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 959 752 1054">会計管理者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1054 752 1150">監査委員事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1150 752 1246">人事委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1246 752 1342">地方労働委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1342 752 1437">防災監</td> </tr> </table>	災害対策本部会議	本部長（知事） 副本部長（副知事）	危機管理監	各部長	会計管理者	監査委員事務局長	人事委員会事務局長	地方労働委員会事務局長	防災監	<p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>(図) 京都府災害対策本部組織図</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 619 1462 667">災害対策本部会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 667 1462 762">           本部長（知事）            副本部長（副知事）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 762 1462 858"> <u>企画理事</u>            危機管理監         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 858 1462 959"> <u>大学改革等推進本部事務局長</u>            各部長         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 959 1462 1054">会計管理者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1054 1462 1150">監査委員事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1150 1462 1246">人事委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1246 1462 1342">労働委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1342 1462 1437">防災監</td> </tr> </table>	災害対策本部会議	本部長（知事） 副本部長（副知事）	<u>企画理事</u> 危機管理監	<u>大学改革等推進本部事務局長</u> 各部長	会計管理者	監査委員事務局長	人事委員会事務局長	労働委員会事務局長	防災監	<p>組織名称の修正 【文化スポーツ部】</p> <p>組織名称の修正 【労働委員会事務局】</p>
災害対策本部会議																					
本部長（知事） 副本部長（副知事）																					
危機管理監																					
各部長																					
会計管理者																					
監査委員事務局長																					
人事委員会事務局長																					
地方労働委員会事務局長																					
防災監																					
災害対策本部会議																					
本部長（知事） 副本部長（副知事）																					
<u>企画理事</u> 危機管理監																					
<u>大学改革等推進本部事務局長</u> 各部長																					
会計管理者																					
監査委員事務局長																					
人事委員会事務局長																					
労働委員会事務局長																					
防災監																					
297	<p>(表) 災害対策本部の事務分掌</p> <p>府民環境部</p>	<p>(表) 災害対策本部の事務分掌</p> <p>府民環境部</p>	<p>語句修正</p> <p>【府民環境部】</p>																		

頁	現行	修正	修正理由										
	副部長 環境技術専門監	副部長 <u>技監</u>											
299	商工労働観光部 部長 商工労働観光部長  副部長 観光政策監	商工労働観光部 部長 <u>企画理事兼</u> 商工労働観光部長 <u>副部長</u> <u>企画調整理事</u> 副部長 観光政策監	語句修正 【商工労働観光部】										
301	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">警察本部</td> <td>警備班</td> <td>1～4（略）</td> </tr> <tr> <td>地域班</td> <td>1～2（略） <u>3 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u></td> </tr> </table>	警察本部	警備班	1～4（略）	地域班	1～2（略） <u>3 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">警察本部</td> <td>警備班</td> <td>1～4（略） <u>5 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u></td> </tr> <tr> <td>地域班</td> <td>1～2（略） <u>(削除)</u></td> </tr> </table>	警察本部	警備班	1～4（略） <u>5 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u>	地域班	1～2（略） <u>(削除)</u>	組織改正による修正 【府警察本部】
警察本部	警備班		1～4（略）										
	地域班	1～2（略） <u>3 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u>											
警察本部	警備班	1～4（略） <u>5 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u>											
	地域班	1～2（略） <u>(削除)</u>											
312	第2章 動員計画 （表）災害対策本部要員動員計画表 1号動員 人材確保推進班 1	第2章 動員計画 （表）災害対策本部要員動員計画表 1号動員 <u>雇用推進班</u> 1	語句修正 【商工労働観光部】										

頁	現行	修正	修正理由						
	人材確保・労働政策班 1 人材開発推進班 1 2号動員 人材確保推進班 1 人材確保・労働政策班 1 人材開発推進班 1	労働政策班 1 人材育成班 1 2号動員 雇用推進班 1 労働政策班 1 人材育成班 1							
317	<b>第3章 通信情報連絡活動計画</b> 第4節 通信手段の確保 第2 非常通信の利用 2 非常通報を発信できる機関 (5) 電力会社	<b>第3章 通信情報連絡活動計画</b> 第4節 通信手段の確保 第2 非常通信の利用 2 非常通報を発信できる機関 (5) <u>電力事業者</u>	分社化に伴う修正 <b>【関西電力送配電株式会社】</b>						
320	(図) 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 <table border="1" data-bbox="331 890 936 1042"> <tr> <td>京都市災害 対策本部 (略)</td> <td>(075)222- 3210</td> <td><u>7-100-6792</u> (衛星) <u>8-731-8101</u> (地上)</td> </tr> </table>	京都市災害 対策本部 (略)	(075)222- 3210	<u>7-100-6792</u> (衛星) <u>8-731-8101</u> (地上)	(図) 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 <table border="1" data-bbox="1043 890 1648 1042"> <tr> <td>京都市災害 対策本部 (略)</td> <td>(075)222- 3210</td> <td><u>8(7)-731- 8101</u></td> </tr> </table>	京都市災害 対策本部 (略)	(075)222- 3210	<u>8(7)-731- 8101</u>	時点修正 <b>【京都市】</b>
京都市災害 対策本部 (略)	(075)222- 3210	<u>7-100-6792</u> (衛星) <u>8-731-8101</u> (地上)							
京都市災害 対策本部 (略)	(075)222- 3210	<u>8(7)-731- 8101</u>							
320	広域振興局総務室長 地域総務室長 <u>企画総務部長</u>	広域振興局総務 <u>防災課</u> 長 地域総務 <u>防災課</u> 長 <u>地域連携・振興</u> 部長	組織名称の修正 <b>【災害対策課】</b>						

頁	現行	修正	修正理由												
320			連絡系統の変更 【丹後広域振興局】												
321	<p>(表) 被害程度の認定基準</p> <table border="1" data-bbox="331 922 1012 1118"> <tr> <td data-bbox="331 922 398 1018">住家被害</td> <td data-bbox="398 922 510 1018">全壊</td> <td data-bbox="510 922 1012 1018">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1018 398 1118">住家被害</td> <td data-bbox="398 1018 510 1118">半壊</td> <td data-bbox="510 1018 1012 1118">(略)</td> </tr> </table>	住家被害	全壊	(略)	住家被害	半壊	(略)	<p>(表) 被害程度の認定基準</p> <table border="1" data-bbox="1043 922 1727 1310"> <tr> <td data-bbox="1043 922 1111 1018">住家被害</td> <td data-bbox="1111 922 1223 1018">全壊</td> <td data-bbox="1223 922 1727 1018">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 1018 1111 1310">住家被害</td> <td data-bbox="1111 1018 1223 1310"><u>準半壊</u></td> <td data-bbox="1223 1018 1727 1310"><u>住家の損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。</u></td> </tr> </table>	住家被害	全壊	(略)	住家被害	<u>準半壊</u>	<u>住家の損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。</u>	災害対策基本法の改定に伴う修正追記（令和3年5月） 【災害対策課】
住家被害	全壊	(略)													
住家被害	半壊	(略)													
住家被害	全壊	(略)													
住家被害	<u>準半壊</u>	<u>住家の損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。</u>													



頁	現行	修正		修正理由
		半壊	(略)	
328	<b>第4章 災害広報広聴計画</b> 第2節 計画の内容 第2 報道機関に対する発表 5 住民に対する避難 <u>勧告</u> 指示の状況	<b>第4章 災害広報広聴計画</b> 第2節 計画の内容 第2 報道機関に対する発表 5 住民に対する避難指示 <u>等</u> の状況		誤記修正 <b>【災害対策課】</b>
328	第4 府民への広報要領 1～2 (略) 3 広報紙、チラシ、ポスター <u>及び</u> ホームページ等の 情報通信環境を利用すること。  (略)	第4 府民への広報要領 1～2 (略) 3 広報紙、チラシ、ポスター、 <u>緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、</u> ホームページ、 <u>アプリケーション</u> 等の情報通信環境を利用すること。  (略)		関西防災・減災 プランの改訂に 伴う修正 <b>【災害対策課】</b>
343	<b>第8章 避難等に関する計画</b> 第1節 計画の方針 (略) なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録 によるメール等を積極的に活用する。  第2節 避難指示等 第2 避難指示等	<b>第8章 避難等に関する計画</b> 第1節 計画の方針 (略) なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録 によるメール <u>やSNS、アプリケーション</u> 等を積極的 に活用する。 第2節 避難指示等 第2 避難指示等		「令和3年7月 からの一連の豪 雨災害を踏まえ

頁	現行	修正	修正理由
	<p>(略)</p> <p>なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。</p> <p>特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する<u>とともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。</u></p> <p>特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p><u>夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるように早めに避難情報を発令する。</u></p>	<p>た避難のあり方について（報告）を踏まえた修正</p> <p>【災害対策課】</p> <p>関西防災・減災プランの改訂に伴う修正</p> <p>【災害対策課】</p>
347	<p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、</p>	<p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等</p>	

頁	現行	修正	修正理由
	<p>国等への報告を行う。</p> <p>3～5（略）</p> <p><u>6</u> 府及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>7（略）</p> <p>第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時にお</p>	<p>への報告を行う。</p> <p><u>また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。</u></p> <p>3～5（略）</p> <p><u>6 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。</u></p> <p><u>7</u> 府及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>8</u>（略）</p> <p>第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時にお</p>	<p>女性等多様な視点での防災対策意見交換会における意見の反映</p> <p><b>【災害対策課】</b></p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>る対応</p> <p>2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>る対応</p> <p>2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p>	
351	<p>第8節 広域避難</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第8節 広域避難</p> <p>第3 (略)</p> <p><u>第4 緊急を要する場合の府外における広域避難等</u></p> <p><u>1 市町村</u></p> <p><u>(1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。</u></p> <p><u>2 府</u></p> <p><u>(1) 府は市町村から1の報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。</u></p> <p><u>3 他の都道府県内の市町村から協議を受けた場合</u></p> <p><u>1 市町村</u></p> <p><u>(1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理</u></p>	<p>関西防災・減災プランの改訂に伴う修正</p> <p>【災害対策課】</p>

頁	現行	修正	修正理由
	第4 (略)	<u>由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。</u> 第5 (略)	
355	第12節 車中避難計画 第2 府 府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整などにより、市町村業務を支援する。	第12節 車中避難計画 第2 府 <u>1</u> 府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整などにより、市町村業務を支援する。 <u>2 府は総合的判断により、広域車中避難場所の設置を決定し、適切に運用するものとする。</u> <u>3 京都府ホームページで、登録制メール、SNS等の方法により、車中避難場所の設置について周知する。</u>	府の施策を反映 【災害対策課】
357	第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第5 各機関、団体の役割 関西広域連合・近隣府県 ○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供	第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第5 各機関、団体の役割 関西広域連合・近隣府県 ○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 <u>○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAV</u>	関西防災・減災プランの改訂に伴う修正 【災害対策課】

頁	現行	修正	修正理由
		<u>1</u> 」の運用	
359	<p><b>第10章 食料供給計画</b>  第2節 食料供給の実施方法  第2 食料の供給系統  1 (略)  <u>1</u> (略)</p>	<p><b>第10章 食料供給計画</b>  第2節 食料供給の実施方法  第2 食料の供給系統  1 (略)  <u>2</u> (略)</p>	<p>誤記修正  【災害対策課】</p>
360	<p>第3節 給食に必要な米穀の確保  第2 災害時における米穀の調達  2 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省政策統括官（以下「<u>政策統括官</u>」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた<u>政策統括官</u>は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は<u>政策統括官</u>からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。  第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達  2 1の報告を受けた知事は、第2に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。  米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、</p>	<p>第3節 給食に必要な米穀の確保  第2 災害時における米穀の調達  2 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省<u>農産局長</u>（以下「<u>農産局長</u>」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた<u>農産局長</u>は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は<u>農産局長</u>からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。  第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達  2 1の報告を受けた知事は、第2に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。  米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、</p>	<p>令和3年7月1日付組織改正  【近畿農政局】</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p><u>政策統括官</u>に対し、政府所有米穀の供給を要請する。</p> <p>3 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>政策統括官</u>への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。</p> <p>イ 知事は、<u>政策統括官</u>と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。</p> <p>ウ 知事又は知事の指定する引取人は、<u>政策統括官</u>から指示された受託事業体から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、<u>とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長</u>に対して供給を行うものとする。</p> <p>エ <u>政策統括官</u>は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。</p>	<p><u>農産局長</u>に対し、政府所有米穀の供給を要請する。</p> <p>3 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>農産局長</u>への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。</p> <p>イ 知事は、<u>農産局長</u>と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。</p> <p>ウ 知事又は知事の指定する引取人は、<u>農産局長</u>から指示された受託事業体から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、<u>玄米の場合は、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長</u>に対して供給を行うものとする。</p> <p>エ <u>農産局長</u>は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。</p>	<p>玄米以外での引き渡しの可能性もあるため。</p> <p>【近畿農政局】</p>

頁	現行	修正	修正理由
367	第12章 給水計画 (府民環境部)	第12章 給水計画 ( <u>府</u> 府民環境部)	字句修正 【府民環境部】
371	第3節 市町村地域防災計画で定める事項 ( <u>図</u> ) 給水の連絡系統 府保健所環境衛生室 (衛生室)	第3節 市町村地域防災計画で定める事項 ( <u>図</u> ) 給水の連絡系統 府保健所環境衛生課 (衛生課)	誤記修正 【府民環境部】
379	( <u>図</u> ) 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 府警察本部警備第一課 451-9111  府警察本部航空隊 (機動警ら課)	( <u>図</u> ) 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 府警察本部警備第一課 451-9111 ( <u>内5752</u> )  府警察本部航空隊 ( <u>警備第一課</u> )	他の記載に合わせた修正 【府警察本部】
386	第16章 救出救護計画 府 危 機 管 理 部 府 健 康 福 祉 部 府 警 察 本 部 第八管区海上保安本部 日本赤十字社 <u>京都支部</u> 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部	第16章 救出救護計画 府 危 機 管 理 部 府 健 康 福 祉 部 府 警 察 本 部 第八管区海上保安本部 日本赤十字社 <u>京都府支部</u> 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部	名称の修正 【日本赤十字社 京都府支部】
388	第17章 障害物除去計画	第17章 障害物除去計画	海上保安庁防災



頁	現行	修正	修正理由
	<p>第3 航路障害物除去</p> <p>1 漂流物、沈没物その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内又は港の境界付近のときは、その物件の所有者又は占有者に対し除去を命じ、その他の海域にあつては除去の勧告を行う。</p>	<p>第3 航路障害物除去</p> <p>1 <u>海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。</u></p>	<p>業務計画の記載に合わせて修正 【第八管区海上保安本部】</p>
389	<p>第18章 廃棄物処理計画 (府民環境部)</p>	<p>第18章 廃棄物処理計画 (<u>府</u>府民環境部)</p>	<p>語句修正 【府民環境部】</p>
389	<p>第2節 市町村の施策</p> <p>第2 市町村の施策</p> <p>7 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・<u>焼却</u>等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルート<sub>の確保</sub>を図る。</p> <p>8 (略)</p>	<p>第2節 市町村の施策</p> <p>第2 市町村の施策</p> <p>7 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルート<sub>の確保</sub>を図る。</p> <p>8 (略)</p> <p><u>9 被災市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出</u></p>	<p>京都府災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正 【府民環境部】</p> <p>関西防災・減災プランの改訂に伴う修正 【災害対策課】</p>

頁	現行	修正	修正理由
		<u>を行う。</u>	
399	(図) 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 府警察本部 (機動警ら課)	(図) 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 府警察本部 <u>航空隊 (警備第一課)</u>	組織改正による 修正 【府警察本部】
405	<p>第21章 交通規制に関する計画</p> <p>近畿地方整備局 府警察本部 第八管区海上保安本部</p> <p>府建設交通部</p> <p>西日本高速道路株式会社 京都府道路公社</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集及び広報についてその要領を定める。</p> <p>第2節 交通規制対策</p> <p>第1 関係機関の対策</p> <p>2 府建設交通部</p>	<p>第21章 交通規制に関する計画</p> <p>近畿地方整備局 府警察本部 第八管区海上保安本部</p> <p><u>府農林水産部</u></p> <p>府建設交通部</p> <p><u>府港湾局</u></p> <p>西日本高速道路株式会社 京都府道路公社</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集、<u>広報及び渋滞対策</u>についてその要領を定める。</p> <p>第2節 交通規制対策</p> <p>第1 関係機関の対策</p> <p>2 府建設交通部<u>及び府港湾局</u></p>	<p>関係機関の追加 【建設交通部】</p> <p>近年の災害発生状況を考慮した修正 【建設交通部】</p> <p>関係機関の追加 【建設交通部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>第5節 道路通行規制要領 (略)</p>	<p>第5節 道路通行規制要領 (略)</p> <p><u>第6節 渋滞対策 (新設)</u></p> <p><u>第1 近畿地方整備局</u></p> <p><u>近畿地方整備局は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、必要に応じて京都府災害時渋滞対策協議会を設置するとともに、関係者の参加を要請することができる。</u></p> <p><u>第2 府建設交通部</u></p> <p><u>府建設交通部は、自ら必要と認めた時又は市町村から要請があった時は、近畿地方整備局に京都府災害時渋滞対策協議会の開催を要請することができる。</u></p> <p><u>第3 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員</u></p> <p><u>京都府災害時渋滞対策協議会において、協議、調整を行った施策の実施に当たり、検討会の構成員は相互協力を行う。</u></p> <p><u>※ 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・関係道路管理者</u></li> <li><u>・府警察本部</u></li> <li><u>・道路利用者団体</u></li> </ul>	<p>近年の災害発生状況を考慮した修正</p> <p><b>【建設交通部】</b></p>

頁	現行	修正	修正理由
412	(図) 道路・交通の災害情報等の伝達系統	(図) 道路・交通の災害情報等の伝達系統 <u>(最新の状況に差替え)</u>	最新の状況に修正 【建設交通部】
414	(表) 令和3年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準  (表) 令和3年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	(表) 令和4年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 <u>(最新の状況に差替え)</u> (表) 令和4年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 <u>(最新の状況に差替え)</u>	時点修正 【建設交通部】
439	<b>第24章 危険物等応急対策計画</b> 第2節 計画の内容 第4 毒物劇物保管施設措置計画 1 応急措置 災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。(毒物及び劇物取締法第16条の2)	<b>第24章 危険物等応急対策計画</b> 第2節 計画の内容 第4 毒物劇物保管施設措置計画 1 応急措置 災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。(毒物及び劇物取締法 <u>第17条</u> )	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う修正 【健康福祉部】
443	<b>第25章 鉄道施設応急対策計画</b> 第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の計画	<b>第25章 鉄道施設応急対策計画</b> 第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)の計画	鉄道事故及び災害応急処置要領改訂に伴う修正

頁	現行	修正	修正理由
	<p>第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置  <u>事故が発生した場合及びそのおそれがあるときは、下記の基準により、宮津本部内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。</u></p> <p>1 <u>災害が発生し、旅客の救護・代行輸送の手配・交通規制・事故復旧等広範にわたり、地方自治体、警察署、消防署、病院等の公共機関及び他の交通機関等の協力応援を必要とするとき。</u></p> <p>2 <u>死傷者を生じ又は車両の脱線が生じたとき。</u></p> <p>3 <u>上記以外で特に必要と認めたとき。</u></p> <p>第3 部外機関への協力要請 <u>災害が発生した場合、部外の応援を必要と認めた場合は、要員、器材について次のとおり協力を要請する。</u></p>	<p>第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置  <u>第7条に定める事故が発生したときは、「事故対策本部の体制（別表第2）」により、本社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置するものとする。</u></p> <p>1 <u>社長又は運行本部長は、「事故対策本部の体制（別表第2）」を標準として、次により体制を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>指定された者が不在の場合は、適任者を指名する。</u></p> <p>(2) <u>主な被害状況が電気設備・線路設備等の場合は、復旧本部長等に工務グループの適任者を指名する。</u></p> <p>(3) <u>対策本部員の適任者を連絡要員として復旧本部に、復旧本部の適任者を調整役として対策本部に、それぞれ配置する。</u></p> <p>(4) <u>事故状況等により、必要な班を設置する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>【WILLER TRAINS】</p>

頁	現行	修正	修正理由
450	<p><b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b></p> <p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。</p>	<p><b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b></p> <p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。</p> <p><u>また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、対応していく。</u></p>	<p>協定締結に伴う修正</p> <p>【関西電力送配電株式会社】</p>
452	<p>第2 計画の内容</p> <p>2 非常災害発生時の対策</p> <p>(5) 被害の復旧</p> <p>非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。</p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ<u>道路管理者とも調整しながら</u>、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>2 非常災害発生時の対策</p> <p>(5) 被害の復旧</p> <p>非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。</p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、<u>「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら</u>、供給</p>	

頁	現行	修正	修正理由																								
	<p>ただし、必要に応じて、府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給を調整するほか、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p>	<p>上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。</p> <p>ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p>																									
492	<p>第34章 京都府災害支援対策本部運用計画</p> <p>(図) 京都府災害支援対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="353 667 752 1251"> <tr><td>災害支援対策本部会議</td></tr> <tr><td>本部長（知事）</td></tr> <tr><td>副本部長（副知事）</td></tr> <tr><td>企 画 理 事</td></tr> <tr><td>企 画 調 整 理 事</td></tr> <tr><td>危 機 管 理 監</td></tr> <tr><td>各 部 長</td></tr> <tr><td>会 計 管 理 者</td></tr> <tr><td>監 査 委 員 事 務 局 長</td></tr> <tr><td>人 事 委 員 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td>地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td>防 災 監</td></tr> </table>	災害支援対策本部会議	本部長（知事）	副本部長（副知事）	企 画 理 事	企 画 調 整 理 事	危 機 管 理 監	各 部 長	会 計 管 理 者	監 査 委 員 事 務 局 長	人 事 委 員 会 事 務 局 長	地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 長	防 災 監	<p>第34章 京都府災害支援対策本部運用計画</p> <p>(図) 京都府災害支援対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1066 667 1464 1251"> <tr><td>災害支援対策本部会議</td></tr> <tr><td>本部長（知事）</td></tr> <tr><td>副本部長（副知事）</td></tr> <tr><td>企 画 理 事</td></tr> <tr><td>危 機 管 理 監</td></tr> <tr><td>大学改革等推進本部事務局長</td></tr> <tr><td>各 部 長</td></tr> <tr><td>会 計 管 理 者</td></tr> <tr><td>監 査 委 員 事 務 局 長</td></tr> <tr><td>人 事 委 員 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td>労 働 委 員 会 事 務 局 長</td></tr> <tr><td>防 災 監</td></tr> </table>	災害支援対策本部会議	本部長（知事）	副本部長（副知事）	企 画 理 事	危 機 管 理 監	大学改革等推進本部事務局長	各 部 長	会 計 管 理 者	監 査 委 員 事 務 局 長	人 事 委 員 会 事 務 局 長	労 働 委 員 会 事 務 局 長	防 災 監	<p>組織名称の修正 【文化スポーツ部】</p> <p>組織名称の修正 【労働委員会事務局】</p>
災害支援対策本部会議																											
本部長（知事）																											
副本部長（副知事）																											
企 画 理 事																											
企 画 調 整 理 事																											
危 機 管 理 監																											
各 部 長																											
会 計 管 理 者																											
監 査 委 員 事 務 局 長																											
人 事 委 員 会 事 務 局 長																											
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 長																											
防 災 監																											
災害支援対策本部会議																											
本部長（知事）																											
副本部長（副知事）																											
企 画 理 事																											
危 機 管 理 監																											
大学改革等推進本部事務局長																											
各 部 長																											
会 計 管 理 者																											
監 査 委 員 事 務 局 長																											
人 事 委 員 会 事 務 局 長																											
労 働 委 員 会 事 務 局 長																											
防 災 監																											
493	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌																									





頁	現行	修正	修正理由
	し、多言語による情報提供に努める。	し、多言語 <u>やさしい日本語</u> による情報提供に努める。	【災害対策課】
508	<b>第4編 災害復旧・復興計画</b>	<b>第4編 災害復旧・復興計画</b>	
508	<b>第1章 生活確保対策計画</b> 第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 3 減免 知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、 <u>自動車取得税及び自動車税</u> の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、 <u>第56条、第63条の3</u> ）	<b>第1章 生活確保対策計画</b> 第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 3 減免 知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、 <u>自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）</u> の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、 <u>第63条の14、第69条</u> ）	地方税法の一部 改正に伴う修正 【総務部】
509	第4節 融資計画 （2） 貸付限度額 世帯主の負傷と <u>家財</u> の全壊	第4節 融資計画 （2） 貸付限度額 世帯主の負傷と <u>住居</u> の全壊	誤記修正 【災害対策課】
516	<b>第2章 公共土木施設復旧計画</b> 近畿地方整備局 府民環境部 府建設交通部	<b>第2章 公共土木施設復旧計画</b> 近畿地方整備局 府民環境部 <u>府</u> 府建設交通部	字句修正 【府民環境部】
519	<b>第3章 農林水産業施設復旧計画</b> 第2節 計画の内容 2 補助率 （1）一般災害	<b>第3章 農林水産業施設復旧計画</b> 第2節 計画の内容 2 補助率 （1）一般災害	

頁	現行	修正	修正理由
	イ 林道 1 m当たりの・・・。 (2) 連年災害 イ 林道 3箇年の合計事業費が・・・、 <u>普通補助率の外に高率補助率</u> を適用する。	イ 林道 <u>被災林道の既設延長</u> 1 m当たりの・・・。 (2) 連年災害 イ 林道 <u>その年を含む過去</u> 3箇年の合計事業費が・・・、 <u>前項イと比較して有利な方</u> を適用する。	定義の明確化 <b>【農林水産部】</b>  語句の修正 <b>【農林水産部】</b>

区 分	一般 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">震災</span> ・ 原子力 ・ 事故
-----	--

頁	現行	修正	修正理由
1	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
7	<b>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 第3節 指定地方行政機関 17 <u>近畿地方環境事務所</u>	<b>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 第3節 指定地方行政機関 17 <u>近畿中部防衛局</u>	誤記修正 <b>【災害対策課】</b>
48	<b>第4章 震災の想定</b> 第2節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等及び被害予測 第1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等 F20、F24、 <u>F29</u> 、F52、F53及びF54	<b>第4章 震災の想定</b> 第2節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等及び被害予測 第1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等 F20、F24、 <u>F49</u> 、F52、F53及びF54	誤記修正 <b>【建設交通部】</b>
56	<b>第2編 災害予防計画</b>	<b>第2編 災害予防計画</b>	
57	<b>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</b> 第2節 建築物の震災対策計画 第2 対象建築物と具体的対策 3 住宅、その他の建築物 (4) <u>ブロック塀等について、建築基準法上の取扱いに係る相談窓口を設置するとともに、市町村と連携して危険なブロック塀の除却を促進する。</u>	<b>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</b> 第2節 建築物の震災対策計画 第2 対象建築物と具体的対策 3 住宅、その他の建築物 (4) <u>ブロック塀等について、市町村と連携して<b>建築基準法上</b>危険なブロック塀の除却を<b>啓発</b>する。</u>	

頁	現行	修正	修正理由
60	<p>第3節 電気・ガス施設防災計画</p> <p>第1 電気施設防災計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。</p>	<p>第3節 電気・ガス施設防災計画</p> <p>第1 電気施設防災計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。</p> <p><u>なお、関西電力送配電株式会社は「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や京都府との連携強化を図る。</u></p>	<p>協定締結に伴う修正</p> <p><b>【関西電力送配電株式会社】</b></p>
67	<p>(図) 京都市営地下鉄路線図</p>	<p>(図) 京都市営地下鉄路線図</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>P77に同様の図が掲載されているため</p> <p><b>【京都市】</b></p>
68	<p>第6節 都市公園施設防災計画</p> <p>第1 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>423.9</u> haある。</p> <p>京都府立都市公園</p>	<p>第6節 都市公園施設防災計画</p> <p>第1 現況</p> <p>府立都市公園は、現在12箇所、<u>425.7</u> haある。</p> <p>京都府立都市公園</p>	<p>時点修正</p> <p><b>【建設交通部】</b></p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>木津川運動公園 城陽市 <u>10.9ha</u>  (合計) <u>423.9</u> ha  第3 計画の内容  1 府立都市公園の防災機能整備  ・ 避難場所や応急活動の拠点地、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の耐震性向上対策  ・ 避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等建築物について、必要に応じた耐震対策</p>	<p>木津川運動公園 城陽市 <u>12.7ha</u>  (合計) <u>425.7</u> ha  第3 計画の内容  1 府立都市公園の防災機能整備  ・ 避難場所や応急活動の拠点地、ヘリポート等に活用可能な広場、駐車場及び屋外運動施設（競技場、球技場、野球場、テニスコート等）を整備するとともに、公園内の園路や橋の耐震性向上対策  ・ 避難施設や防災拠点として活用可能な体育館、管理事務所、クラブハウス等の建築物について、必要に応じた整備</p>	
73	<p>第8節 鉄道施設防災計画  第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画  3 災害時の体制  「災害時運転取扱い手続」による。</p>	<p>第8節 鉄道施設防災計画  第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画  3 災害時の体制  「<u>鉄道事故及び災害応急処置要領</u>」による。</p>	<p>鉄道事故及び災害応急処置要領改定に伴う修正  【WILLER TRAINS】</p>
74	<p>第8 阪急電鉄株式会社の計画  (感震器設置箇所)  西院、中津、六甲の感震器と地震警報表示器の点検整備を実施する。</p>	<p>第8 阪急電鉄株式会社の計画  (感震器設置箇所)  西院、<u>大山崎、茨木、能勢口</u>、中津、<u>西宮</u>、六甲の感震器と地震警報表示器の点検整備を実施する。</p>	<p>地震計の増設に伴う修正  【阪急電鉄株式会社】</p>

頁	現行	修正	修正理由																														
74	第9 京福電気鉄道株式会社の計画 <u>地震対策</u> 地震発生時における車両の運転は、その状況に応じ、 <u>社内規程（運転取扱心得及び関係規程）に基づいて、車両の一時運転中止を行う等の処置をとる等、安全の確保を図る。</u>	第9 京福電気鉄道株式会社の計画 地震発生時における車両の運転は、その状況に応じ、 <u>鉄道災害対策規則及び大規模地震を想定した事業継続計画（BCP）基本計画書に基づいて処置を講じる。</u>	鉄道災害対策関連規程の制定及び大規模地震を想定した事業継続計画（BCP）基本計画書の整備に伴う修正 <b>【京福電気鉄道株式会社】</b>																														
77	(図) 京都市営地下鉄路線図	(図) 京都市営地下鉄路線図 <u>(最新状況に差し替え)</u>	時点修正 <b>【京都市】</b>																														
78	第9節 道路及び橋梁防災計画 第1 現況 (表) 表2.1.3 府管理道路状況一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>管理延長(km) (平成31.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (平31.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td><u>456.3</u></td> <td><u>537</u></td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td><u>885.2</u></td> <td><u>920</u></td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td><u>825.7</u></td> <td><u>792</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>2,167.2</u></td> <td><u>2,249</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	管理延長(km) (平成31.4.1)	橋梁箇所数 (平31.3.31)	一般国道	<u>456.3</u>	<u>537</u>	主要地方道	<u>885.2</u>	<u>920</u>	一般府道	<u>825.7</u>	<u>792</u>	計	<u>2,167.2</u>	<u>2,249</u>	第9節 道路及び橋梁防災計画 第1 現況 (表) 表2.1.3 府管理道路状況一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>管理延長(km) (令和2.4.1)</th> <th>橋梁箇所数 (令和2.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td><u>459.2</u></td> <td><u>563</u></td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td><u>885.4</u></td> <td><u>903</u></td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td><u>825.4</u></td> <td><u>788</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>2,170.0</u></td> <td><u>2,254</u></td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	管理延長(km) (令和2.4.1)	橋梁箇所数 (令和2.3.31)	一般国道	<u>459.2</u>	<u>563</u>	主要地方道	<u>885.4</u>	<u>903</u>	一般府道	<u>825.4</u>	<u>788</u>	計	<u>2,170.0</u>	<u>2,254</u>	
道路種別	管理延長(km) (平成31.4.1)	橋梁箇所数 (平31.3.31)																															
一般国道	<u>456.3</u>	<u>537</u>																															
主要地方道	<u>885.2</u>	<u>920</u>																															
一般府道	<u>825.7</u>	<u>792</u>																															
計	<u>2,167.2</u>	<u>2,249</u>																															
道路種別	管理延長(km) (令和2.4.1)	橋梁箇所数 (令和2.3.31)																															
一般国道	<u>459.2</u>	<u>563</u>																															
主要地方道	<u>885.4</u>	<u>903</u>																															
一般府道	<u>825.4</u>	<u>788</u>																															
計	<u>2,170.0</u>	<u>2,254</u>																															
80	第11節 砂防及び治山施設防災計画	第11節 砂防及び治山施設防災計画																															

頁	現行	修正	修正理由
	<p>第2 治山施設防災計画</p> <p>1 現況 府内森林面積<u>342,577ha</u>のうち約<u>105,739ha</u> は・・・</p> <p>第3 山地災害危険地区の周知等</p> <p>1 山地災害危険地区 地形等・・・とする。 なお、<u>台風通過</u>後等に・・・。</p> <p>3 地域住民への周知 人的被災を・・・各広域振興局<u>森づくり推進室</u>及 び・・・。</p>	<p>第2 治山施設防災計画</p> <p>1 現況 府内森林面積<u>342,470ha</u>のうち約<u>105,950ha</u> は・・・</p> <p>第3 山地災害危険地区の周知等</p> <p>1 山地災害危険地区 地形等・・・とする。 なお、<u>地震発生</u>後等に・・・。</p> <p>3 地域住民への周知 人的被災を・・・各広域振興局<u>森づくり振興課</u>及 び・・・。</p>	<p>時点修正 【農林水産部】</p> <p>震災編に合わせ た表現の修正 【農林水産部】</p> <p>組織名称の修正 【農林水産部】</p>
85	(表) 表2.1.7 土砂災害警戒区域等指定状況 (R3.3.31)	(表) 表2.1.7 土砂災害警戒区域等指定状況 (R3.3.31) <u>(最新状況に差し替え)</u>	時点修正 【建設交通部】
86	(表) 表2.1.8 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一 覧	(表) 表2.1.8 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一 覧 <u>(最新状況に差し替え)</u>	時点修正 【建設交通部】
108	第14節 ダム等防災計画 第3 計画の内容 図2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム」	第14節 ダム等防災計画 第3 計画の内容 図2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム」	組織名称の修正 【関西電力送配 電株式会社】

頁	現行	修正	修正理由
	関西電力（株） <u>水力</u> 事業本部	関西電力（株） <u>再生可能エネルギー</u> 事業本部	
117	<p>第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画</p> <p>地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成23年度に策定した第4次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第5次五箇年計画（平成28年度～令和2年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。</p> <p>（1）対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し全府とする。</p> <p>（2）計画の初年度は平成28年度とする。</p> <p>（3）計画対象事業は、次の地震防災対策特別措置法で掲げられた施設等について、市町村等の意向を取り入れながら、事業の選定、具体化を図っていく。</p>	<p>第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画</p> <p>地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成28年度に策定した第5次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。</p> <p>（1）対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し全府とする。</p> <p>（2）計画の初年度は令和3年度とする。</p> <p>（3）計画対象事業は、次の地震防災対策特別措置法で掲げられた施設等について、市町村等の意向を取り入れながら、事業の選定、具体化を図っていく。</p>	<p>地震防災緊急事業五箇年計画の改定に伴う修正</p> <p>【災害対策課】</p>
118	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画</p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備</p>	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画</p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備</p>	



頁	現行	修正	修正理由
	デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。	デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、 <u>平時からの災害情報のオープン化</u> を図るよう努める。	府の施策の反映 【災害対策課】
149	<b>第5章 火災予防に関する計画</b> 表2.5.1 市町村相互応援協定締結状況一覧 20 京奈和自動車道の消防相互応援に関する申し合わせ 京田辺市、城陽市 協定の内容 全災害__ 火災○ 風水害 救急○ 救助○ その他	<b>第5章 火災予防に関する計画</b> 表2.5.1 市町村相互応援協定締結状況一覧 20 京奈和自動車道消防相互応援 <u>協定書</u> 京田辺市、城陽市、 <u>精華町、相楽中部消防組合</u> 協定の内容 全災害○ 火災 風水害 救急 救助 その他	新名神高速道路 路線変更に伴う 修正 【城陽市】
151	(図) 図2.5.1(3) 防災機関へヘリ等を支援要請するときの連絡系統 府警察本部航空隊 (機動警ら課)	(図) 図2.5.1(3) 防災機関へヘリ等を支援要請するときの連絡系統 府警察本部航空隊 ( <u>警備第一課</u> )	組織改正による 修正 【府警察本部】
155	<b>第6章 避難等に関する計画</b> 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策 市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生	<b>第6章 避難等に関する計画</b> 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策 市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生	

頁	現行	修正	修正理由
	<p>時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。</p> <p>また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。</p> <p><u>さらに、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、<u>受入れ施設を確保</u>できるよう、<u>防災部局と保健福祉部局が連携し、関係機関との調整を進める。</u></u></p>	<p>時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。</p> <p>また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。</p> <p><u>また、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、<u>防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、<u>市町村による避難所への受入れが円滑に</u></u>できるよう調整を進める。</u></p> <p><u>市町村は、<u>防災部局と保健福祉部局が連携して情報共有を図るとともに、対応方法を定める。</u></u></p>	<p>関西防災・減災プランの改訂に伴う修正</p> <p>【災害対策課】</p>
168	<p><b>第8章 交通対策及び輸送計画</b></p> <p>第2節 緊急通行車両</p> <p>第1 確認を行う車両等</p> <p>1 警報の発令及び～避難の勧告又は、<u>指示に関する事項</u></p>	<p><b>第8章 交通対策及び輸送計画</b></p> <p>第2節 緊急通行車両</p> <p>第1 確認を行う車両等</p> <p>1 警報の発令及び～避難指示に関する事項</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月）</p> <p>【災害対策課】</p>
177	<p><b>第9章 災害応急対策物資確保計画</b></p> <p>第2節 食料及び生活必需品の確保計画</p>	<p><b>第9章 災害応急対策物資確保計画</b></p> <p>第2節 食料及び生活必需品の確保計画</p>	

頁	現行	修正	修正理由
	<p>食料品の調達等系統</p> <p>(2) 図2.9.2 米穀の緊急引渡ルート</p> <p>(b) 政府所有米穀の調達</p> <p>※<u>国は玄米のとう精指示等を行わない。</u>また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。</p> <p>図内 農林水産省政策統括官</p>	<p>食料品の調達等系統</p> <p>(2) 図2.9.2 米穀の緊急引渡ルート</p> <p>(b) 政府所有米穀の調達</p> <p>※<u>玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等を行わない。</u>また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。</p> <p>図内 <u>農林水産省農産局長</u></p>	<p>玄米以外での引き渡しの可能性もあるため。</p> <p>【近畿農政局】</p> <p>組織名称の修正</p> <p>【近畿農政局】</p>
182	<p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>3 個別避難計画の作成(略)</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の日案方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>3 個別避難計画の作成(略)</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の<u>避難</u>方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>誤字修正</p> <p>【災害対策課】</p>
184	<p>第11章 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p>第2節 廃棄物処理に係る防災計画</p> <p>第1 府の施策</p> <p>府は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及</p>	<p>第11章 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p>第2節 廃棄物処理に係る防災計画</p> <p>第1 府の施策</p> <p>府は、<u>京都府災害廃棄物処理計画に基づき市町村を支</u></p>	<p>京都府災害廃棄物処理計画の内容を反映</p> <p>【府民環境部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
	び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。	<u>援するとともに</u> 、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。	
185	<p><b>第12章 文化財災害予防計画</b></p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物</p> <p>国指定建造物は府内に<u>698</u>棟あるが・・・義務付けられている<u>666</u>棟のうち、・・・</p> <p>一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は<u>1,187</u>棟を・・・指定建造物の<u>324</u>棟のうち・・・</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）</p> <p>また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在<u>529</u>所有者、<u>676</u>件・・・寄託となっているものが<u>183</u>件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の<u>693</u>件のうち・・・。</p> <p>残る<u>640</u>件については、・・・</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>・・・府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は<u>102</u>件あるが・・・</p> <p>第3節 計画の内容</p> <p>第5 文化的景観</p>	<p><b>第12章 文化財災害予防計画</b></p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物</p> <p>国指定建造物は府内に<u>699</u>棟あるが・・・義務付けられている<u>667</u>棟のうち、・・・</p> <p>一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は<u>1,261</u>棟を・・・指定建造物の<u>326</u>棟のうち・・・</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）</p> <p>また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在<u>546</u>所有者、<u>895</u>件・・・寄託となっているものが<u>186</u>件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の<u>709</u>件のうち・・・。</p> <p>残る<u>656</u>件については、・・・</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物</p> <p>・・・府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は<u>112</u>件あるが・・・</p> <p>第3節 計画の内容</p> <p>第5 文化的景観</p>	<p>時点修正</p> <p>【文化財保護課】</p> <p>誤字修正</p>

頁	現行	修正	修正理由
	重要文化的景観選定地域内あって重要な構成要素として特定されたにある建造物・・・	重要文化的景観選定地域内 <del>に</del> あって重要な構成要素として特定された建造物・・・	【文化財保護課】
201	第18章 広域応援体制の整備 第3 府内の防災相互応援体制の整備 4 応急対応職員派遣制度の整備及び災害マネジメント総括支援員等の登録(総務省)	第18章 広域応援体制の整備 第3 府内の防災相互応援体制の整備 4 応急対 <del>策</del> 職員派遣制度の整備及び災害マネジメント総括支援員等の登録(総務省)	誤記修正 【災害対策課】
211	<b>第3編 災害応急対策計画</b>	<b>第3編 災害応急対策計画</b>	
211	本編において、「危機管理監」とあるのは、当面の間、「危機管理部長」と読み替えるものとする。	<u>(削除)</u>	組織改正に伴う修正 【災害対策課】
212	第1章 災害応急対策の活動体制（各機関） 第2節 防災関係機関の初動体制 表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等 第八管区海上保安本部 ○ 海上保安庁防災業務計画 ○ <u>海上保安庁非常配備規則</u> ○ <u>大規模海難等対策本部規則</u> ○ <u>第八管区海上保安本部警戒配備規則</u> ○ <u>中規模海難等対策本部規則</u>	第1章 災害応急対策の活動体制（各機関） 第2節 防災関係機関の初動体制 表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等 第八管区海上保安本部 ○ 海上保安庁防災業務計画 ○ <u>第八管区海上保安本部地震災害対策本部規則</u> ○ <u>第八管区海上保安本部地震災害対応マニュアル</u>	震災対応に係る規則に修正 【第八管区海上保安本部】
214	第3節 府の活動体制 第2 活動体制 1 災害警戒本部の設置等	第3節 府の活動体制 第2 活動体制 1 災害警戒本部の設置等	

頁	現行	修正	修正理由										
	<p>(1) 災害警戒本部の設置等</p> <p>知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、第8の動員計画による。</p> <p>府の地域に震度4、5弱若しくは5強の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに災害警戒本部(支部)を設置するものとする。また、知事が京都地方気象台から「<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>」(臨時)の通報を受け、必要と認めたときは、災害対策本部(支部)を設置する。</p>	<p>(1) 災害警戒本部の設置等</p> <p>知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、第8の動員計画による。</p> <p>府の地域に震度4、5弱若しくは5強の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに災害警戒本部(支部)を設置するものとする。また、知事が京都地方気象台から「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」の通報を受けたときは直ちに災害警戒本部(支部)を設置し、必要と認めたときは、災害対策本部(支部)を設置する。</p>	<p>誤記修正</p> <p>【災害対策課】</p>										
218	<p>図3.1.1 京都府災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="353 954 750 1345"> <tr> <td>災害対策本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長(知事)</td> </tr> <tr> <td>副本部長(副知事)</td> </tr> <tr> <td>危機管理監 各部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長</td> </tr> </table>	災害対策本部会議	本部長(知事)	副本部長(副知事)	危機管理監 各部長	会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長	<p>図3.1.1 京都府災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1066 954 1462 1345"> <tr> <td>災害対策本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長(知事)</td> </tr> <tr> <td>副本部長(副知事)</td> </tr> <tr> <td>危機管理監 各部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長</td> </tr> </table>	災害対策本部会議	本部長(知事)	副本部長(副知事)	危機管理監 各部長	会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長	<p>組織名称の修正</p> <p>【労働委員会事務局】</p>
災害対策本部会議													
本部長(知事)													
副本部長(副知事)													
危機管理監 各部長													
会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長													
災害対策本部会議													
本部長(知事)													
副本部長(副知事)													
危機管理監 各部長													
会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長													

頁	現行	修正	修正理由										
	<table border="1"> <tr> <td>地方労働委員会事務局長 防 災 監</td> </tr> </table>	地方労働委員会事務局長 防 災 監	<table border="1"> <tr> <td>労働委員会事務局長 防 災 監</td> </tr> </table>	労働委員会事務局長 防 災 監									
地方労働委員会事務局長 防 災 監													
労働委員会事務局長 防 災 監													
220	表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 府民環境部 副部長 環境技術専門監	表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 府民環境部 副部長 <u>技監</u>	組織名称の修正 【府民環境部】										
222	商工労働観光部 部長 商工労働観光部長  副部長 観光政策監	商工労働観光部 部長 <u>企画理事兼</u> 商工労働観光部長 <u>副部長</u> <u>企画調整理事</u> 副部長 観光政策監	組織名称の修正 【商工労働観光部】										
224	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">警察本部</td> <td>警備班</td> <td>1～4（略）</td> </tr> <tr> <td>地域班</td> <td>1～2（略） <u>3 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u></td> </tr> </table>	警察本部	警備班	1～4（略）	地域班	1～2（略） <u>3 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">警察本部</td> <td>警備班</td> <td>1～4（略） <u>5 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u></td> </tr> <tr> <td>地域班</td> <td>1～2（略） <u>(削除)</u></td> </tr> </table>	警察本部	警備班	1～4（略） <u>5 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u>	地域班	1～2（略） <u>(削除)</u>	組織改正による 修正 【府警察本部】
警察本部	警備班		1～4（略）										
	地域班	1～2（略） <u>3 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u>											
警察本部	警備班	1～4（略） <u>5 航空機の運用に関する</u> <u>こと。</u>											
	地域班	1～2（略） <u>(削除)</u>											

頁	現行	修正	修正理由						
232	第7節 広域応援協力計画 第5 広域的応援態勢 2 関西広域連合構成府県及び～場合は、情報収集のため、 <u>防災消防企画課</u> 、災害対策課～体制とする。	第7節 広域応援協力計画 第5 広域的応援態勢 2 関西広域連合構成府県及び～場合は、情報収集のため、 <u>危機管理総務課</u> 、災害対策課～体制とする。	組織名称の修正 【災害対策課】						
237	(図) 図3.2.1 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 <table border="1" data-bbox="331 571 1012 715"> <tr> <td>京都市災害対策本部(略)</td> <td>(075)222-3210</td> <td><u>7-100-6792</u> (衛星) <u>8-731-8101</u> (地上)</td> </tr> </table>	京都市災害対策本部(略)	(075)222-3210	<u>7-100-6792</u> (衛星) <u>8-731-8101</u> (地上)	(図) 図3.2.1 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 <table border="1" data-bbox="1043 571 1724 715"> <tr> <td>京都市災害対策本部(略)</td> <td>(075)222-3210</td> <td><u>8(7)-731-8101</u></td> </tr> </table>	京都市災害対策本部(略)	(075)222-3210	<u>8(7)-731-8101</u>	時点修正 【京都市】
京都市災害対策本部(略)	(075)222-3210	<u>7-100-6792</u> (衛星) <u>8-731-8101</u> (地上)							
京都市災害対策本部(略)	(075)222-3210	<u>8(7)-731-8101</u>							
237	府乙訓副支部(地域総務室長) 府山城災害対策支部(総務室長) 府田辺副支部(地域総務室長) 府木津副支部(地域総務室長) 広域振興局総務室長 地域総務室長 企画総務部長	府乙訓副支部(地域総務 <u>防災課</u> 長) 府山城災害対策支部(総務 <u>防災課</u> 長) 府田辺副支部(地域総務 <u>防災課</u> 長) 府木津副支部(地域総務 <u>防災課</u> 長) 広域振興局総務 <u>防災課</u> 長 地域総務 <u>防災課</u> 長 地域 <u>連携・振興</u> 部長	組織名称の修正 【災害対策課】						
237	府南丹災害対策支部(総務室長) 府園部地域総務室(地域総務室長)	府南丹災害対策支部(総務 <u>防災課</u> 長) 府園部地域総務室(地域総務 <u>防災課</u> 長)	組織名称の修正 【災害対策課】						
247	表3.2.5 関係機関と本部各部の分担 農林水産部林務班(林務課)	表3.2.5 関係機関と本部各部の分担 農林水産部 <u>森の保全推進班</u> ( <u>森の保全推進課</u> )	組織名称の修正 【農林水産部】						
267	第5章 救出救護計画	第5章 救出救護計画							



頁	現行	修正	修正理由
	府 危 機 管 理 部 府 健 康 福 祉 部 府 警 察 本 部 第八管区海上保安本部 日本赤十字社 <u>京都支部</u> 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部	府 危 機 管 理 部 府 健 康 福 祉 部 府 警 察 本 部 第八管区海上保安本部 日本赤十字社 <u>京都府支部</u> 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部	組織名称の修正 【日本赤十字社 京都府支部】
273	(図) 図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系 府警察本部警備第一課 451-9111  府警察本部航空隊 (機動警ら課)	(図) 図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 府警察本部警備第一課 451-9111 ( <u>内5752</u> )  府警察本部航空隊 ( <u>警備第一課</u> )	組織改正による修正 【府警察本部】
288	(図) 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 府警察本部航空隊 (機動警ら課)	(図) 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 府警察本部 <u>航空隊 (警備第一課)</u>	組織改正による修正 【府警察本部】
298	第10章 交通規制に関する計画 近畿地方整備局 府警察本部	第10章 交通規制に関する計画 近畿地方整備局 府警察本部	関係機関の追加 【建設交通部】

頁	現行	修正	修正理由
	<p>第八管区海上保安本部</p> <p>府建設交通部</p> <p>西日本高速道路株式会社</p> <p>京都府道路公社</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集及び広報についてその要領を定める。</p> <p>第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策</p> <p>2 府建設交通部</p>	<p>第八管区海上保安本部</p> <p><u>府農林水産部</u></p> <p>府建設交通部</p> <p><u>府港湾局</u></p> <p>西日本高速道路株式会社</p> <p>京都府道路公社</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集、<u>広報及び渋滞対策</u>についてその要領を定める。</p> <p>第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策</p> <p>2 府建設交通部<u>及び府港湾局</u></p>	<p>近年の災害発生状況を踏まえた修正</p> <p>【建設交通部】</p>
304	<p>第5節 道路通行規制要領</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 道路通行規制要領</p> <p>(略)</p> <p><u>第6節 渋滞対策(新設)</u></p> <p><u>第1 近畿地方整備局</u></p> <p><u>近畿地方整備局は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、必要に応じて京都府災害時渋滞対策協議会を設置するとともに、関係者の参加を要請</u></p>	<p>近年の災害状況を踏まえた修正</p> <p>【建設交通部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
		<p><u>することができる。</u></p> <p><u>第2 府建設交通部</u></p> <p><u>府建設交通部は、自ら必要と認めた時又は市町村から要請があった時は、近畿地方整備局に京都府災害時渋滞対策協議会の開催を要請することができる。</u></p> <p><u>第3 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員</u></p> <p><u>京都府災害時渋滞対策協議会において、協議、調整を行った施策の実施に当たり、検討会の構成員は相互協力を行う。</u></p> <p><u>※ 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・関係道路管理者</u></li> <li><u>・府警察本部</u></li> <li><u>・道路利用者団体</u></li> </ul>	
310	<p><b>第11章 避難等に関する計画</b></p> <p>第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応</p> <p>1 市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。</p> <p>2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット</p>	<p><b>第11章 避難等に関する計画</b></p> <p>第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応</p> <p>1 市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。</p> <p>2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット</p>	<p>関西防災・減災プランの改訂に伴う修正</p> <p><b>【災害対策課】</b></p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>ト等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。</p>	<p>ト等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。</p> <p><u>4 市町村は、自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難所運営者及び避難者支援と情報共有する。</u></p>	
321	<p><b>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</b></p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第3 給食に必要な食料の確保</p> <p>2 災害時における米穀の調達</p> <p>(2) 知事は、(1) の要請を受けた場合、「農林水産省防災業務計画」に基づき、近畿農政局長と連携し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、米穀の供給支援を要請する。</p> <p>(3) 知事から要請を受けた政策統括官は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売り渡しを要請する。</p>	<p><b>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</b></p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第3 給食に必要な食料の確保</p> <p>2 災害時における米穀の調達</p> <p>(2) 知事は、(1) の要請を受けた場合、「農林水産省防災業務計画」に基づき、近畿農政局長と連携し、農林水産省<u>農産局長</u>（以下「<u>農産局長</u>」という。）に対し、米穀の供給支援を要請する。</p> <p>(3) 知事から要請を受けた<u>農産局長</u>は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売り渡しを要請する。</p>	<p>組織名称の修正</p> <p><b>【近畿農政局】</b></p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>(2) (1)の報告を受けた知事は、2による米穀の確保に努め、それでも確保が困難な場合には、「基本要領の定めるところにより、<u>政策統括官</u>に対して政府所有米穀の供給を要請する。</p> <p>(3) 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>政策統括官</u>への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。</p> <p>イ 知事は、<u>政策統括官</u>と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。</p> <p>ウ 知事又は知事の指定する引取人は、<u>政策統括官</u>から指示された受託事業者から、災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、<u>とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長</u>に対して供給を行うものとする。</p> <p>エ 被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、<u>政策統括官</u>に対して文書等で要請</p>	<p>3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>(2) (1)の報告を受けた知事は、2による米穀の確保に努め、それでも確保が困難な場合には、「基本要領の定めるところにより、<u>農産局長</u>に対して政府所有米穀の供給を要請する。</p> <p>(3) 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>農産局長</u>への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。</p> <p>イ 知事は、<u>農産局長</u>と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。</p> <p>ウ 知事又は知事の指定する引取人は、<u>農産局長</u>から指示された受託事業者から、災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、<u>玄米の場合は、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長</u>に対して供給を行うものとする。</p> <p>エ 被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、<u>農産局長</u>に対して文書等で要請を</p>	<p>玄米以外での引き渡しの可能性もあるため。</p> <p><b>【近畿農政局】</b></p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>を行うことができる。この場合、市町村長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>オ <u>政策統括官</u>は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。</p>	<p>行うことができる。この場合、市町村長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。</p> <p>オ <u>農産局長</u>は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。</p>	
326	<p>第2節 給水計画</p> <p>図3.13.3「給水の連絡系統」</p> <p>府保健所環境衛生室 (衛生室)</p>	<p>第2節 給水計画</p> <p>図3.13.3「給水の連絡系統」</p> <p>府保健所環境衛生課 (衛生課)</p>	<p>組織名称の修正 【府民環境部】</p>
345	<p><b>第17章 施設の応急対策に関する計画</b></p> <p>第2節 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画</p> <p>1 事故対策本部及び事故復旧本部の設置</p> <p><u>災害が発生したときは、運行本部に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を下記により設置する。</u></p> <p>(1) 災害が発生し、旅客の救護・代行輸送の手配・</p>	<p><b>第17章 施設の応急対策に関する計画</b></p> <p>第2節 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画</p> <p>1 事故対策本部及び事故復旧本部の設置</p> <p><u>第7条に定める事故が発生したときは、「事故対策本部の体制（別表第2）」により、本社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を</u></p>	<p>鉄道事故及び災害応急処置要領改訂に伴う修正 【WILLER TRAINS】</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p><u>運転規制・事故復旧等広範にわたり地方自治体、警察署、消防署、病院等の公共機関及び他の交通機関等の協力応援を必要とするとき。</u></p> <p>(2) <u>死傷者を生じ、又は車両脱線を生じたとき。</u></p> <p>(3) <u>その他特に必要と認めたとき。</u></p> <p><u>2 部外機関への協力要請</u></p> <p><u>災害が発生した場合、部外の応援を必要と認めた場合は、要員、器材について次のとおり協力を要請する。</u></p>	<p><u>設置するものとする。</u></p> <p><u>2 社長又は運行本部長は、「事故対策本部の体制（別表第2）」を標準として、次により体制を変更することができる。</u></p> <p><u>(1) 指定された者が不在の場合は、適任者を指名する。</u></p> <p><u>(2) 主な被害状況が電気設備・線路設備等の場合は、復旧本部長等に工務グループの適任者を指名する。</u></p> <p><u>(3) 対策本部員の適任者を連絡要員として復旧本部に、復旧本部の適任者を調整役として対策本部に、それぞれ配置する。</u></p> <p><u>(4) 事故状況等により、必要な班を設置する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	
346	<p>第8 阪急電鉄株式会社の計画</p> <p>2 震災による運転規制（速度制限、運転見合わせ等）</p> <p>震度5～…列車無線で全列車に運転停止指示、関係部署に地震2号指令発令。振動がなくなると認めた場合でも、列車の運転再開を指示してはならない。</p>	<p>第8 阪急電鉄株式会社の計画</p> <p>2 震災による運転規制（速度制限、運転見合わせ等）</p> <p>震度5～…列車無線で全列車に運転停止指示、関係部署に地震2号指令発令。振動がなくなると認めた場合でも、列車の運転再開を指示してはならない。</p>	<p>地震発生時の取扱い見直しによる修正</p> <p>【阪急電鉄株式会社】</p>

頁	現行	修正	修正理由
	技術部各課の点検結果を総合判断のうえ、地震指令を解除してから、運転再開を指示する。	<u>なお、震度5弱の区間においては、駅収容のため列車の移動を指示する場合がある。</u> 技術部各課の点検結果を総合判断のうえ、地震指令を解除してから、運転再開を指示する。	
350	(表) 表3.17.2 重要物流道路一覧  (表) 表3.17.3 代替・補完路一覧	(表) 表3.17.2 重要物流道路一覧 <u>(最新状況に差し替え)</u> (表) 表3.17.3 代替・補完路一覧 <u>(最新状況に差し替え)</u>	時点修正 【建設交通部】
354	第3節 公共土木施設応急対策計画 第3 道路及び橋梁  (表) <緊急輸送道路>  注) 平成30年4月1日現在	第3節 公共土木施設応急対策計画 第3 道路及び橋梁  (表) <緊急輸送道路> <u>(最新状況に差し替え)</u> 注) <u>令和4年4月1日</u> 現在	時点修正 【建設交通部】
356	(図) 図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統	(図) 図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統 <u>(最新状況に差し替え)</u>	時点修正 【建設交通部】
362	(表) 表3.17.4 緊急輸送道路一覧	(表) 表3.17.4 緊急輸送道路一覧 <u>(最新状況に差し替え)</u>	時点修正 【建設交通部】
367	第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2 電気施設 5 被害の復旧 非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画	第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2 電気施設 5 被害の復旧 非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画	協定締結に伴う



頁	現行	修正	修正理由
	<p>を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ<u>道路管理者とも調整しながら</u>、供給上の復旧効果が大きいものから行う。</p> <p>また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、<u>府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給の調整をするほか</u>、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p>	<p>を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ「<u>大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）</u>」に基づき、<u>災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図り</u>ながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。</p> <p>また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p>	<p>修正</p> <p>【関西電力送配電株式会社】</p>
380	<p><b>第18章 災害地の応急対策に関する計画</b></p> <p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>第2 市町村の施策</p> <p>7 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・<u>焼却</u>等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図</p>	<p><b>第18章 災害地の応急対策に関する計画</b></p> <p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>第2 市町村の施策</p> <p>7 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。</p>	<p>京都府災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正</p> <p>【府民環境部】</p>

頁	現行	修正	修正理由																				
	る。																						
394	<p><b>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画</b>  (図) 京都府災害支援対策本部組織図  商工労働観光部  <u>人材確保推進室</u>  観光室  (中略)  <u>人材確保・労働政策課</u>  <u>人材開発推進課</u></p>	<p><b>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画</b>  (図) 京都府災害支援対策本部組織図  商工労働観光部  <u>雇用推進室</u>  観光室  (中略)  <u>労働政策課</u>  <u>人材育成課</u></p>	組織名称の修正 【商工労働観光部】																				
394	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">災害支援対策本部会議</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">本部長（知事）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">副本部長（副知事）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">危機管理監</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">各部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">会計管理者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監査委員事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人事委員会事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>地方労働委員会事務局長</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">防災監</td></tr> </table>	災害支援対策本部会議	本部長（知事）	副本部長（副知事）	危機管理監	各部長	会計管理者	監査委員事務局長	人事委員会事務局長	<u>地方労働委員会事務局長</u>	防災監	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">災害支援対策本部会議</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">本部長（知事）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">副本部長（副知事）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">危機管理監</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">各部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">会計管理者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監査委員事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人事委員会事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">労働委員会事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">防災監</td></tr> </table>	災害支援対策本部会議	本部長（知事）	副本部長（副知事）	危機管理監	各部長	会計管理者	監査委員事務局長	人事委員会事務局長	労働委員会事務局長	防災監	組織名称の修正 【労働委員会事務局】
災害支援対策本部会議																							
本部長（知事）																							
副本部長（副知事）																							
危機管理監																							
各部長																							
会計管理者																							
監査委員事務局長																							
人事委員会事務局長																							
<u>地方労働委員会事務局長</u>																							
防災監																							
災害支援対策本部会議																							
本部長（知事）																							
副本部長（副知事）																							
危機管理監																							
各部長																							
会計管理者																							
監査委員事務局長																							
人事委員会事務局長																							
労働委員会事務局長																							
防災監																							
395	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌																					

頁	現行			修正			修正理由
	会計管理者	会計課	1 他部局の連絡調整に関すること。 2 災害支援関係費支出の審査及び支払いに関すること。	会計管理者	会計課	1 他部局との連絡調整に関すること。 2 災害支援関係費支出の審査及び支払いに関すること。	字句修正 【会計課】
397	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌 商工労働観光部 人材確保推進室 (略) 観光室 (中略) 人材確保・労働政策課 人材開発推進課			(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌 商工労働観光部 <u>雇用推進室</u> (略) 観光室 (中略) <u>労働政策課</u> <u>人材育成課</u>			組織名称の修正 【商工労働観光部】
399	第2節 災害支援警戒本部体制 第1 京都府災害支援警戒本部 1 災害支援警戒本部の設置及び閉鎖については、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、防災監が協議し、決定する。			第2節 災害支援警戒本部体制 第1 京都府災害支援警戒本部 1 災害支援警戒本部の設置及び閉鎖については、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、防災監が協議し、決定する。			組織名称の修正 【災害対策課】
401	(図) 京都府災害支援対策本部組織図 商工労働観光部 <u>人材確保推進室</u> 観光室			(図) 京都府災害支援対策本部組織図 商工労働観光部 <u>雇用推進室</u> 観光室			組織名称の修正 【商工労働観光部】

頁	現行	修正	修正理由																				
	(中略) 人材確保・労働政策課 人材開発推進課	(中略) <u>労働政策課</u> <u>人材育成課</u>	部】																				
401	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">災害支援対策本部会議</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">本部長（知事）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">副本部長（副知事）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">危機管理監</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">各部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">会計管理者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監査委員事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人事委員会事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">地方労働委員会事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">防災監</td></tr> </table>	災害支援対策本部会議	本部長（知事）	副本部長（副知事）	危機管理監	各部長	会計管理者	監査委員事務局長	人事委員会事務局長	地方労働委員会事務局長	防災監	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">災害支援対策本部会議</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">本部長（知事）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">副本部長（副知事）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">危機管理監</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">各部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">会計管理者</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監査委員事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人事委員会事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">労働委員会事務局長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">防災監</td></tr> </table>	災害支援対策本部会議	本部長（知事）	副本部長（副知事）	危機管理監	各部長	会計管理者	監査委員事務局長	人事委員会事務局長	労働委員会事務局長	防災監	組織名称の修正 【労働委員会事務局】
災害支援対策本部会議																							
本部長（知事）																							
副本部長（副知事）																							
危機管理監																							
各部長																							
会計管理者																							
監査委員事務局長																							
人事委員会事務局長																							
地方労働委員会事務局長																							
防災監																							
災害支援対策本部会議																							
本部長（知事）																							
副本部長（副知事）																							
危機管理監																							
各部長																							
会計管理者																							
監査委員事務局長																							
人事委員会事務局長																							
労働委員会事務局長																							
防災監																							
404	(図) 京都府災害支援対策本部事務分掌 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">商工労働観光部</td> <td style="width: 50%;"> <u>人材確保推進室</u> 観光室 (中略) <u>人材確保・労働政策課</u> <u>人材開発推進課</u> </td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> </table>	商工労働観光部	<u>人材確保推進室</u> 観光室 (中略) <u>人材確保・労働政策課</u> <u>人材開発推進課</u>	(略)	(図) 京都府災害支援対策本部事務分掌 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">商工労働観光部</td> <td style="width: 50%;"> <u>雇用推進室</u> 観光室 (中略) <u>労働政策課</u> <u>人材育成課</u> </td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> </table>	商工労働観光部	<u>雇用推進室</u> 観光室 (中略) <u>労働政策課</u> <u>人材育成課</u>	(略)	組織名称の修正 【商工労働観光部】														
商工労働観光部	<u>人材確保推進室</u> 観光室 (中略) <u>人材確保・労働政策課</u> <u>人材開発推進課</u>	(略)																					
商工労働観光部	<u>雇用推進室</u> 観光室 (中略) <u>労働政策課</u> <u>人材育成課</u>	(略)																					

頁	現行	修正	修正理由
410	<b>第4編 災害復旧・復興計画</b>	<b>第4編 災害復旧・復興計画</b>	
416	<b>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</b> 第3節 中小企業復興計画 第1 計画の方針 府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備に努める。 地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。	<b>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</b> 第3節 中小企業復興計画 第1 計画の方針 府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。 地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。	語句修正 <b>【商工労働観光部】</b>
416	第5節 公共土木施設復旧計画 (近畿地方整備局・府建設交通部・府民環境部)	第5節 公共土木施設復旧計画 (近畿地方整備局・ <b>府府民環境部</b> ・府建設交通部)	語句修正 <b>【府民環境部】</b>
424	<b>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助</b> 第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置 第3 減免 知事は、地震災害の実情に応じて、個人事業税、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税の減免措置を講ずるものとする。(京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、 <u>第56条、第63条の3</u> )	<b>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助</b> 第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置 第3 減免 知事は、地震災害の実情に応じて、個人事業税、不動産取得税、 <u>自動車税(環境性能割)及び自動車税(種別割)</u> の減免措置を講ずるものとする。(京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、 <u>第63条の14、第69条</u> )	地方税法の一部 改正に伴う修正 <b>【総務部】</b>
426	<b>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</b>	<b>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</b>	

頁	現行	修正	修正理由
440	<p><b>第7章 関係者との連携協力の確保</b></p> <p>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応</p> <p>2 府の対応</p> <p>(2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに京都府災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。</p>	<p><b>第7章 関係者との連携協力の確保</b></p> <p>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応</p> <p>2 府の対応</p> <p>(2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに京都府災害警戒本部 <u>（必要と認めたときは災害対策本部）</u> を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。</p>	<p>語句修正</p> <p><b>【災害対策課】</b></p>



頁	現行	修正	修正理由
25	<p>流出油防除資機材備蓄一覧表(その1)</p> <p>関西電力㈱舞鶴発電所 備考 <u>数量は最低保有量</u></p> <p>関西電力㈱宮津エネルギー研究所 備考 <u>数量は最低保有量</u></p> <p>京都市上下水道局 疏水事務所 吸着マット (ロール式) 65m×<u>9</u>巻</p> <p>京都市上下水道局 <u>上鳥羽水環境保全センター</u> オイルフェンス(m) <u>20</u> 吸着材 <u>種類— 数量 —</u></p> <p>京都市上下水道局 <u>上鳥羽水環境保全センター</u> 吉祥院支所 オイルフェンス(m) <u>10</u> 吸着材 <u>種類— 数量 —</u></p> <p>京都市上下水道局 石田水環境保全センター オイルフェンス(m) <u>20</u></p>	<p>流出油防除資機材備蓄一覧表(その1)</p> <p>関西電力㈱舞鶴発電所 備考 <u>削除</u></p> <p>関西電力㈱宮津エネルギー研究所 備考 <u>削除</u></p> <p>京都市上下水道局 疏水事務所 吸着マット (ロール式) 65m×<u>6</u>巻</p> <p>京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター オイルフェンス(m) <u>30</u> 吸着材 <u>種類 吸着マット 数量 500枚</u></p> <p>京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター 吉祥院支所 オイルフェンス(m) <u>20</u> 吸着材 <u>種類 吸着マット 数量 30枚</u> 吸着材 <u>種類 パーライト 数量 100L</u></p> <p>京都市上下水道局 石田水環境保全センター オイルフェンス(m) <u>60</u></p>	<p>時点修正 【関西電力送配電株式会社】</p> <p>時点修正 【京都市】</p>
	<b>海難事故対策計画編</b>	<b>海難事故対策計画編</b>	
	<b>第2編 予防計画</b>	<b>第2編 予防計画</b>	
36	(図) 情報連絡系統図	(図) 情報連絡系統図	組織名称の修正



頁	現行	修正	修正理由
	府広域振興局（企画総務部）	府広域振興局（ <u>地域連携・振興部</u> ）	【災害対策課】
	<b>第3編 応急対策計画</b>	<b>第3編 応急対策計画</b>	
38	（表）事故警戒体制及び事故対策本部の配備 警察本部 警備第一課 <u>1</u> 、機動警ら課 <u>1</u> 、交通規制課1 警備第一課 <u>1</u> 、機動警ら課 <u>1</u> 、交通規制課1	（表）事故警戒体制及び事故対策本部の配備 警察本部 警備第一課 <u>2</u> 、交通規制課1 警備第一課 <u>2</u> 、交通規制課1	組織改正による 修正 【府警察本部】
	<b>航空事故対策計画編</b>	<b>航空事故対策計画編</b>	
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
46	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに 付近住民に対する避難の <u>勧告</u> 、指示	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに 付近住民に対する避難の指示	災害対策基本法 の改正に伴う修 正追記（令和3 年5月） 【災害対策課】
	<b>第2編 予防計画</b>	<b>第2編 予防計画</b>	
50	（図）情報連絡系統図 府広域振興局（企画総務部）	（図）情報連絡系統図 府広域振興局（ <u>地域連携・振興部</u> ）	組織名称の修正 【災害対策課】
	<b>第3編 応急対策計画</b>	<b>第3編 応急対策計画</b>	
56	<b>第5章 避難対策</b> 突発的航空事故発生時の市町村等が行う避難 <u>勧告</u> 等については、一般編第3編第8章による ほか、次のとおりとする。	<b>第5章 避難対策</b> 第1 突発的航空事故発生時の市町村等が行う避難 <u>指 示</u> 等については、一般編第3編第8章によるほ か、次のとおりとする。	災害対策基本法 の改正に伴う修 正追記（令和3 年5月） 【災害対策課】

頁	現行	修正	修正理由
	<b>鉄道災害対策計画編</b>	<b>鉄道災害対策計画編</b>	
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
60	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに 付近住民に対する避難の <u>勧告</u> 、指示	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに 付近住民に対する避難の指示	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） <b>【災害対策課】</b>
	<b>第2編 予防計画</b>	<b>第2編 予防計画</b>	
63	(図) 情報連絡系統図 府広域振興局（企画総務部）	(図) 情報連絡系統図 府広域振興局（ <u>地域連携・振興部</u> ）	組織名称の修正 <b>【災害対策課】</b>
	<b>第3編 応急対策計画</b>	<b>第3編 応急対策計画</b>	
	<b>第5章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難勧告等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	<b>第5章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難 <u>指示</u> 等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） <b>【災害対策課】</b>
	<b>道路災害対策計画編</b>	<b>道路災害対策計画編</b>	
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
72	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに 付近住民に対する避難の <u>勧告</u> 、指示	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに 付近住民に対する避難の指示	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月）

頁	現行	修正	修正理由
			【災害対策課】
	<b>第2編 予防計画</b>	<b>第2編 予防計画</b>	
75	(図) 情報連絡系統図 府広域振興局 (企画総務部)	(図) 情報連絡系統図 府広域振興局 ( <u>地域連携・振興部</u> )	組織名称の修正 【災害対策課】
	<b>第3編 応急対策計画</b>	<b>第3編 応急対策計画</b>	
76	<b>第1章 応急対策の活動体制</b> (表) 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 防災消防企画課	<b>第1章 応急対策の活動体制</b> (表) 事故警戒体制及び事故対策本部の配備 <u>危機管理総務課</u>	組織名称の修正 【災害対策課】
80	<b>第5章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難勧告等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	<b>第5章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難 <u>指示</u> 等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	災害対策基本法の改正に伴う修正追記(令和3年5月) 【災害対策課】
	<b>危険物等災害対策計画編</b>	<b>危険物等災害対策計画編</b>	
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
84	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の <u>勧告</u> 、指示	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示	災害対策基本法の改正に伴う修正追記(令和3年5月) 【災害対策課】
	<b>第2編 予防計画</b>	<b>第2編 予防計画</b>	
89	(図) 情報連絡系統図	(図) 情報連絡系統図	組織名称の修正

頁	現行	修正	修正理由
	府広域振興局（総務防災課）（ <u>商工労働観光室</u> ）	府広域振興局（総務防災課）（ <u>農商工連携・推進課</u> ）	【災害対策課】
91	府広域振興局（ <u>企画総務部</u> ） 府広域振興局（ <u>企画総務部</u> ）（健康福祉部）	府広域振興局（ <u>地域連携・振興部</u> ） 府広域振興局（ <u>地域連携・振興部</u> ）（健康福祉部）	組織名称の修正 【災害対策課】
92	<b>第3編 応急対策計画</b>	<b>第3編 応急対策計画</b>	
92	<b>第1章 応急対策の活動体制</b> 第1節 府の活動体制 （表）事故警戒体制及び事故対策本部の配備 商工労働観光部 <u>企業立地課</u> 1（都市ガス等事故）	<b>第1章 応急対策の活動体制</b> 第1節 府の活動体制 （表）事故警戒体制及び事故対策本部の配備 商工労働観光部 <u>産業立地課</u> 1（都市ガス等事故）	字句修正 【商工労働観光部】
97	<b>第6章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難勧告等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	<b>第6章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難 <u>指示</u> 等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） 【災害対策課】
	<b>大規模火災応急対策計画編</b>	<b>大規模火災応急対策計画編</b>	
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
101	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 （6）警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の <u>勧告</u> 、指示	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 （6）警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） 【災害対策課】
	<b>第3編 応急対策計画</b>	<b>第3編 応急対策計画</b>	

頁	現行	修正	修正理由
108	<b>第3章 広報・広聴</b> 第2 府の広報活動 5 住民に対する避難 <u>勧告</u> 等の状況	<b>第3章 広報・広聴</b> 第2 府の広報活動 5 住民に対する避難 <u>指示</u> 等の状況	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） <b>【災害対策課】</b>
110	<b>第6章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難 <u>勧告</u> 等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	<b>第6章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難 <u>指示</u> 等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） <b>【災害対策課】</b>
	<b>林野火災対策計画編</b>	<b>林野火災対策計画編</b>	
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
113	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の <u>勧告</u> 、指示	<b>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 3 市町村 (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） <b>【災害対策課】</b>
	<b>第3編 応急対策計画</b>	<b>第3編 応急対策計画</b>	
120	<b>第3章 広報・広聴</b> 第2 府の広報活動 5 住民に対する避難 <u>勧告</u> 等の状況	<b>第3章 広報・広聴</b> 第2 府の広報活動 5 住民に対する避難 <u>指示</u> 等の状況	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月）

頁	現行	修正	修正理由
			【災害対策課】
122	<b>第6章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難勧告等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	<b>第6章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難 <b>指示</b> 等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） 【災害対策課】
	<b>広域停電事故対策計画編</b>	<b>広域停電事故対策計画編</b>	
	<b>第3編 応急対策計画</b>	<b>第3編 応急対策計画</b>	
131	<b>第3章 広報・広聴</b> 第2 府の広報活動 5 住民に対する避難 <b>勧告</b> 等の状況	<b>第3章 広報・広聴</b> 第2 府の広報活動 5 住民に対する避難 <b>指示</b> 等の状況	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） 【災害対策課】
132	<b>第5章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難勧告等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	<b>第5章 避難対策</b> 突発的鉄道事故発生時の市町村等が行う避難 <b>指示</b> 等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。	災害対策基本法の改正に伴う修正追記（令和3年5月） 【災害対策課】

区分	京都府地域防災計画 原子力災害対策編
----	--------------------

修正理由	頁	現 行	修 正 案												
原子力災害対策指針の改正に伴う修正 (危機管理部)	2	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</b> この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和2年10月28日一部改正)を遵守するものとする。</p>	<p><b>1編 総則</b></p> <p><b>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</b> この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和4年4月6日一部改正)を遵守するものとする。</p>												
時点修正等 (危機管理部)	3	<p><b>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</b> 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。各表中人口は令和3年1月1日時点を示す。</p> <p><b>【高浜発電所】</b> ・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>対象地域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	51	<p><b>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</b> 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針等において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。各表中人口は令和4年1月1日時点を示す。</p> <p><b>【高浜発電所】</b> (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>対象地域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	48
市町名	対象地域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	51													
市町名	対象地域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	48													
時点修正等 (危機管理部)	3	<p><b>【高浜発電所】</b> ・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>対象地域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	51	<p><b>【高浜発電所】</b> (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>対象地域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	対象地域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	48
市町名	対象地域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	51													
市町名	対象地域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	48													

時点修正及び字句修正  
(危機管理部)  
(綾部市)

3

【高浜発電所】

- ・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone)  
発電所からの距離はおおむね30kmとする。

市町名	対象地域	人口(人)
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	428
舞鶴市	全域(松尾、杉山を除く。)	80,859
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、口上林地区(十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町)、山家地区(戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町)、東八田地区(中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七百石、中筋、岡安、淵垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんびに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)	7,800
宮津市	全域	17,397
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、脇谷、小淵、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,373
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	2,766
伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	1,370
合 計		113,993

ただし、舞鶴市の4地区(大山、田井、成生、野原(461人))においては、PAZに準じた防護措置を行う。

【高浜発電所】

- ・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone)  
発電所からの距離はおおむね30kmとする。

市町名	対象地域	人口(人)
福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	412
舞鶴市	全域(松尾、杉山を除く。)	79,451
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、口上林地区(十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町)、山家地区(戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町)、東八田地区(中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七百石、中筋、岡安、淵垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんびに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)	7,641
宮津市	全域	17,024
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、脇谷、小淵、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,285
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	2,692
伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	1,359
合 計		111,864

ただし、舞鶴市の4地区(大山、田井、成生、野原(444人))においては、PAZに準じた防護措置を行う。



時点修正及び字句修正  
(危機管理部)  
(綾部市)

4

【大飯発電所】  
(略)

市町名	対象地域	人口(人)
京都市	左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)	276
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	76,552
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)	1,390
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	3,054
京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	237
合計		81,509

【大飯発電所】  
(略)

市町名	対象地域	人口(人)
京都市	左京区(久多、広河原)、右京区(京北上弓削町上川行政区)	273
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	75,263
綾部市	奥上林地区(長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区(第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、東八田地区(大又)、松寿苑・上林(八津合町)	1,356
南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	2,978
京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	228
合計		80,098

廃局のため  
(危機管理部)

測定を終了したため  
(府民環境部)

原子力災害対策指針の修正に伴う修正  
(危機管理部)

15 **第2編 原子力災害事前対策計画**  
**第6章 情報の収集・連絡体制等の整備**  
3 通信手段の確保  
(2) 通信手段・経路の多様化等  
ウ 機動性のある緊急通信手段の確保  
府[危機管理部]は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

18 **第7章 緊急事態応急体制の整備**  
12 モニタリング体制等  
(2) モニタリング資機材等の整備・維持  
府[府民環境部、健康福祉部、農林水産部]は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

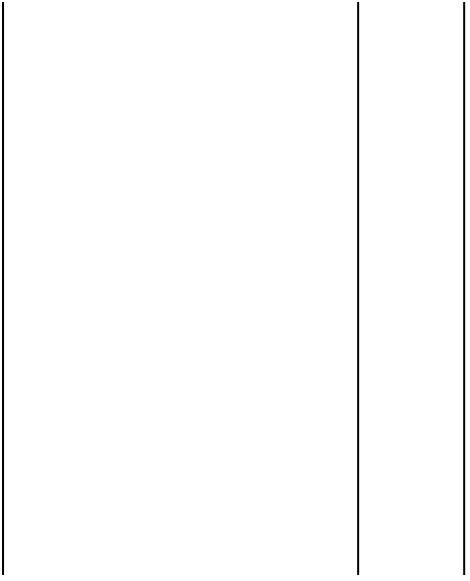
20 **第8章 避難収容活動体制の整備**  
1 避難計画の策定  
(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。  
(略)

15 **第2編 原子力災害事前対策計画**  
**第6章 情報の収集・連絡体制等の整備**  
3 通信手段の確保  
(2) 通信手段・経路の多様化等  
ウ 機動性のある緊急通信手段の確保  
府[危機管理部]は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

18 **第7章 緊急事態応急体制の整備**  
12 モニタリング体制等  
(2) モニタリング資機材等の整備・維持  
府[府民環境部、健康福祉部、農林水産部]は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

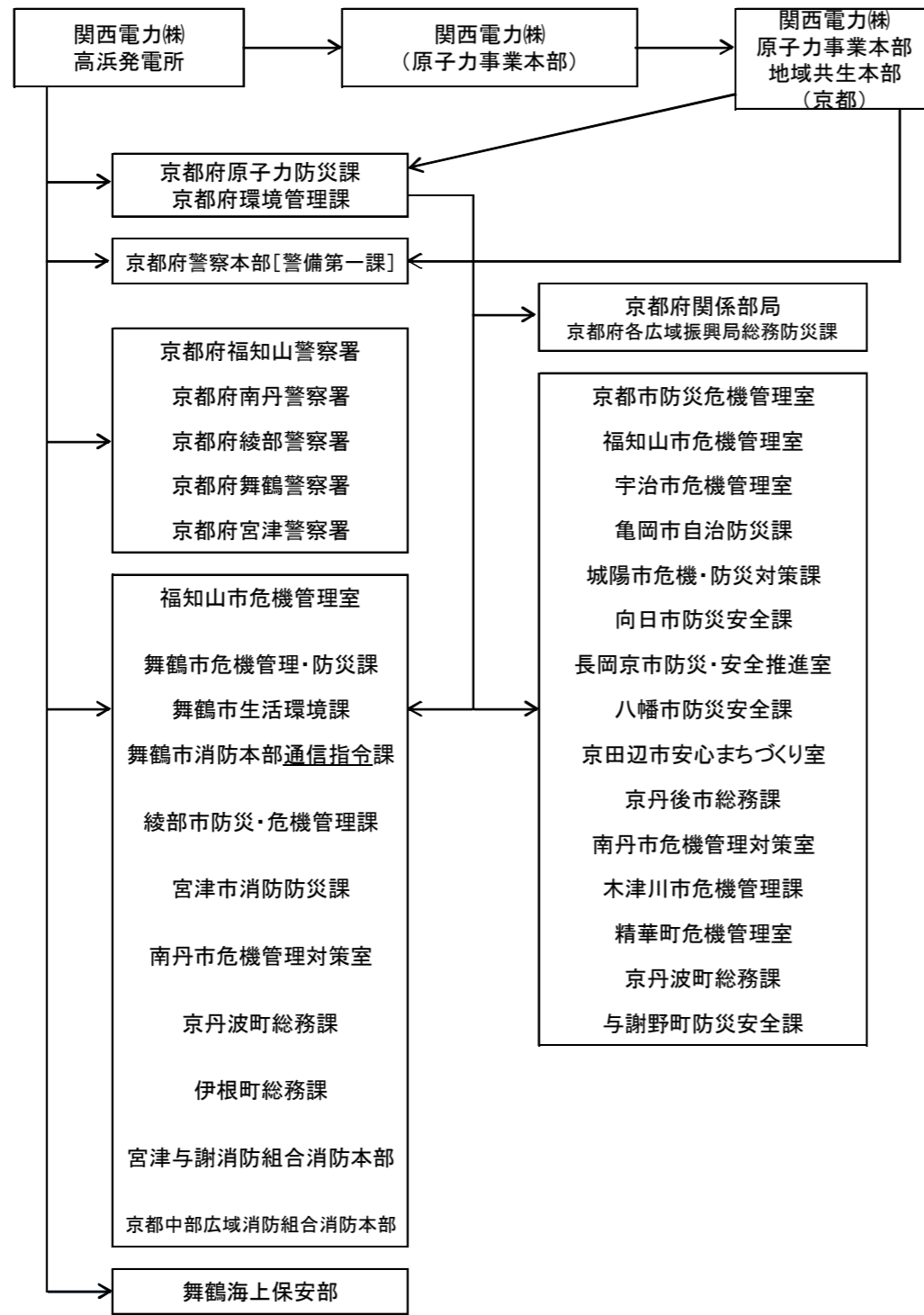
20 **第8章 避難収容活動体制の整備**  
1 避難計画の策定  
(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。  
(略)

<p>機器更新に伴う修正 (関西電力)</p>	<p>(注) 施設敷地緊急事態要避難者 施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。 ○要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの ○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの (ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</p> <p>31 第18章関西電力株式会社の行う予防対策第18章関西電力株式会社の行う予防対策 5 放射能等監視体制の整備 (1) 空間放射線量率等の監視 舞鶴市田井小学校跡地、夕潮台公園の府域2箇所並びに高浜発電所及び大飯発電所敷地ほか福井県内25箇所にモニタステーション又はモニタリングポスト(NaI(Tl)シンチレーション検出器等)による連続測定並びに積算線量測定素子による定期測定(4回/年)を行う。</p>	<p>(注) 施設敷地緊急事態要避難者 施設敷地緊急事態要避難者は、<u>PAZ内の住民等であって次に掲げる者をいう。</u> <u>(ア) 要配慮者(災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。)((イ)又は(ウ)に該当する者を除く。)</u>のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの <u>(イ) 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者</u> <u>(ウ) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</u></p> <p>第18章関西電力株式会社の行う予防対策第18章関西電力株式会社の行う予防対策 5 放射能等監視体制の整備 (1) 空間放射線量率等の監視 舞鶴市田井小学校跡地、夕潮台公園の府域2箇所並びに高浜発電所及び大飯発電所敷地ほか福井県内25箇所にモニタステーション又はモニタリングポスト(NaI(Tl)シンチレーション検出器等)による連続測定並びに電子式積算線量計による定期測定(4回/年)を行う。</p>
<p>防災基本計画の修正に伴う修正(危機管理部)</p>	<p><b>第3編 緊急事態応急対策計画</b></p> <p><b>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b></p> <p>34 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (略) (3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合 (略) イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸(内閣官房)、内閣府、府及び府内関係市町、府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。(以下略)</p>	<p><b>第3編 緊急事態応急対策計画</b></p> <p><b>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b></p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (略) (3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合 (略) イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸(内閣官房)、内閣府、府及び府内関係市町、府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。(以下略)</p>



別図3-1

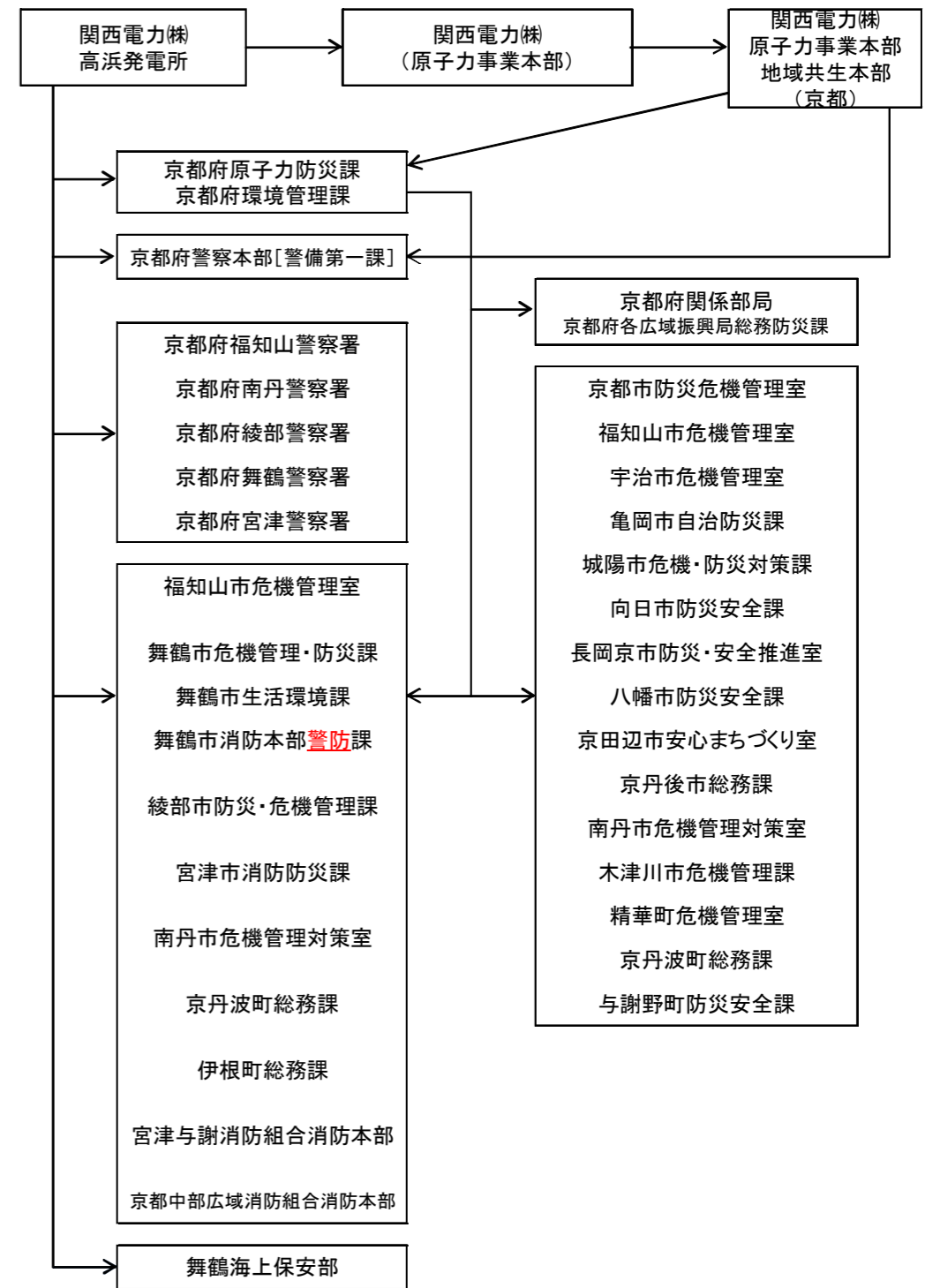
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図  
(高浜発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

別図3-1

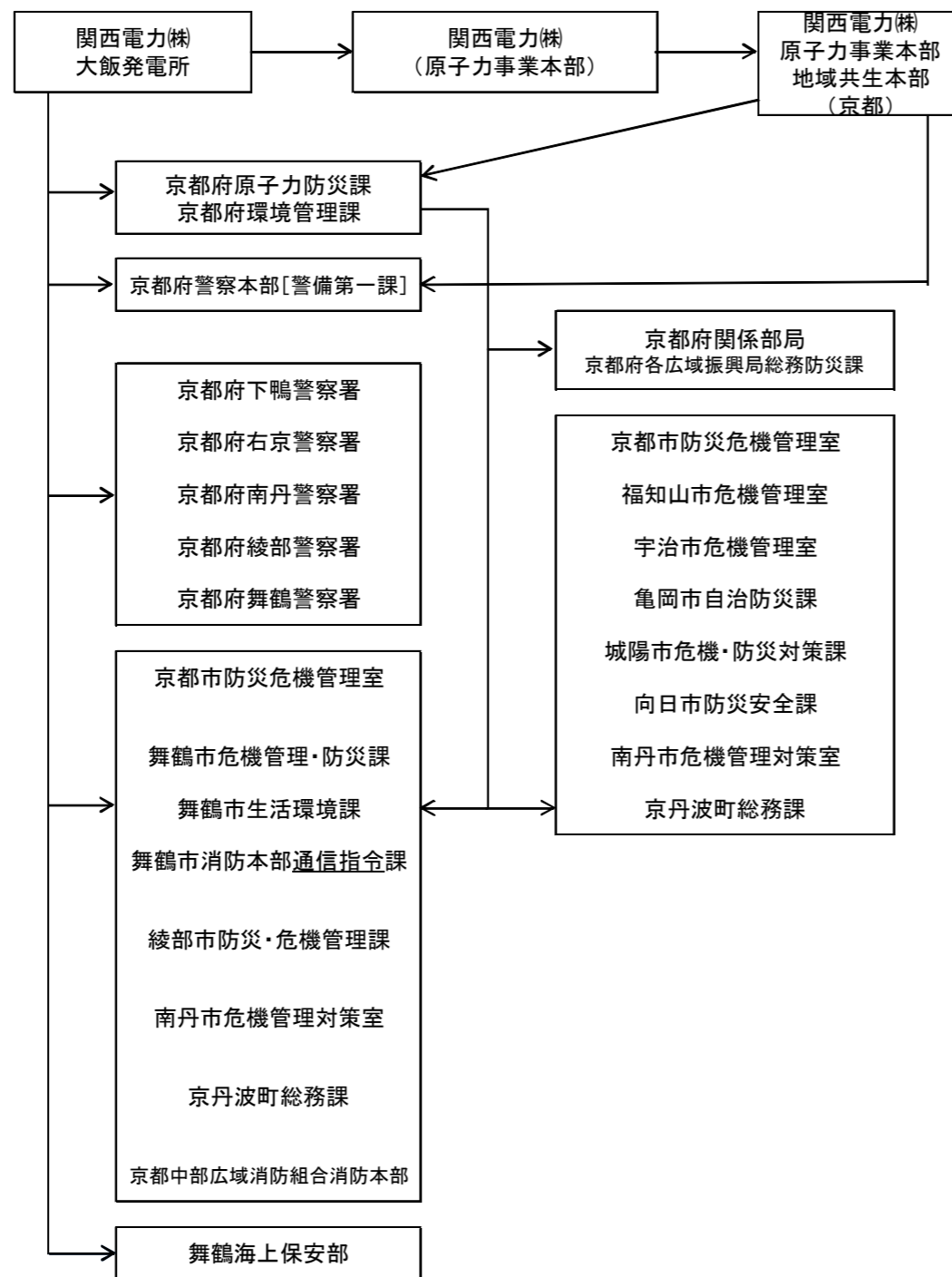
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図  
(高浜発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

別図3-2

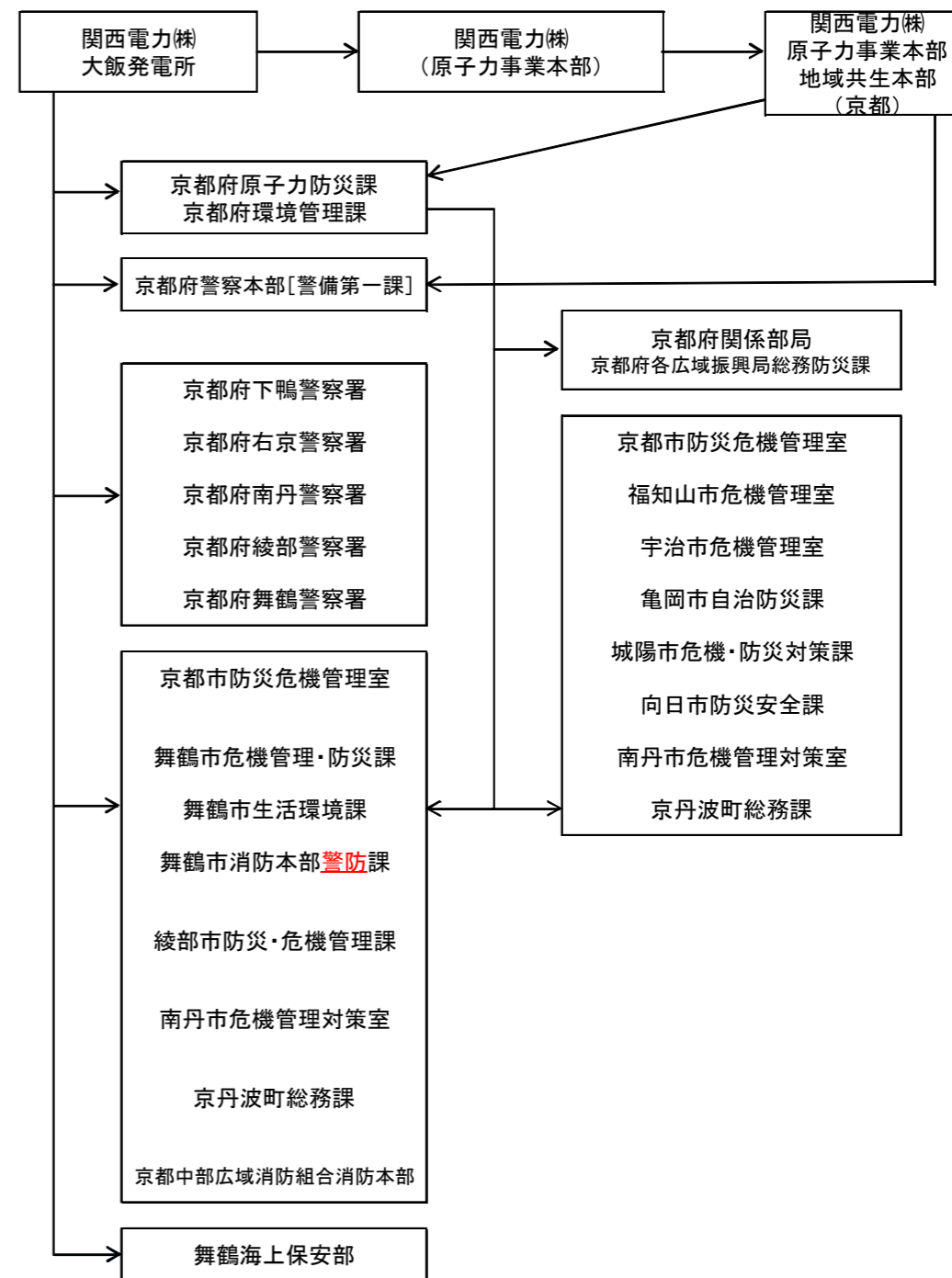
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図  
(大飯発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

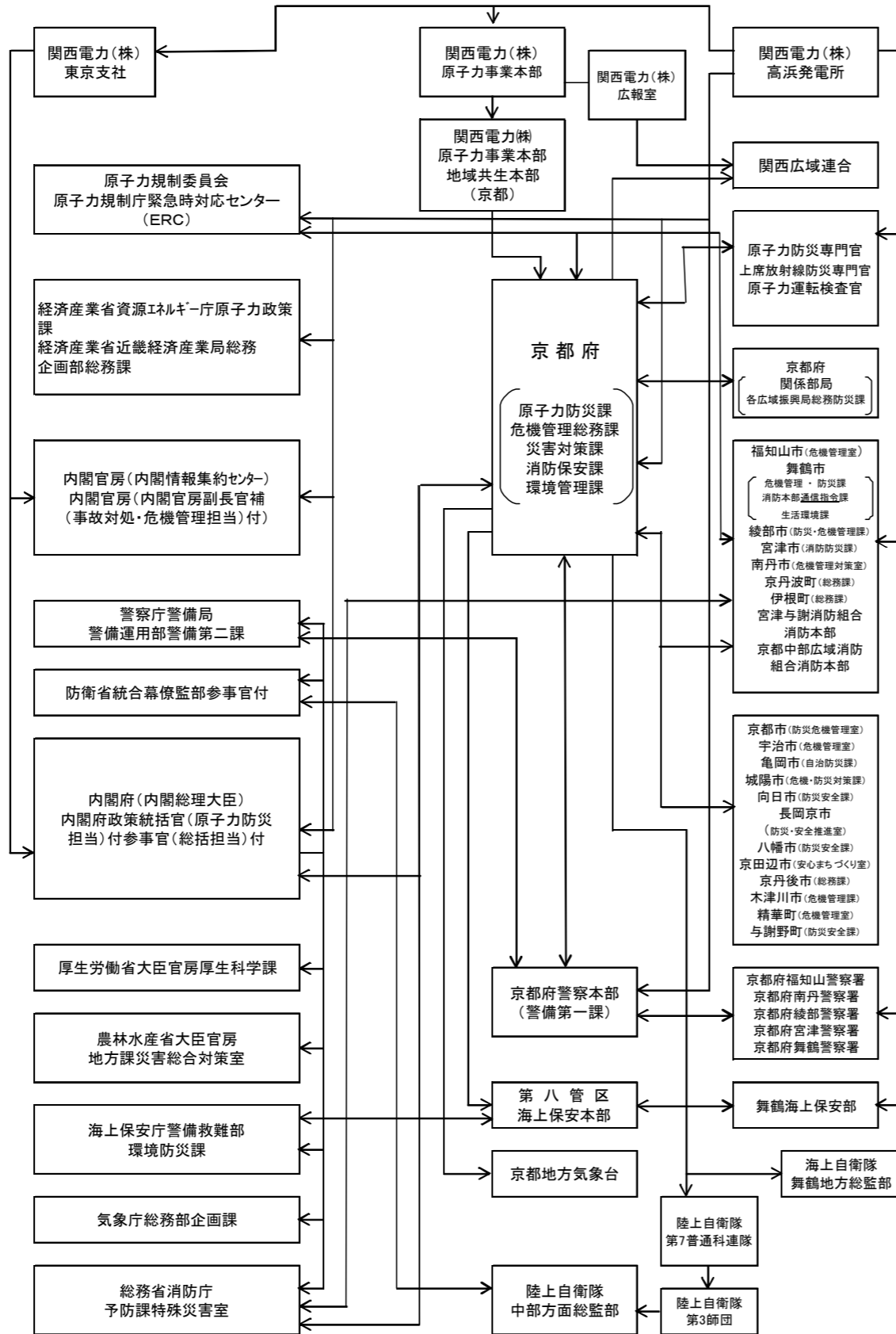
別図3-2

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図  
(大飯発電所)



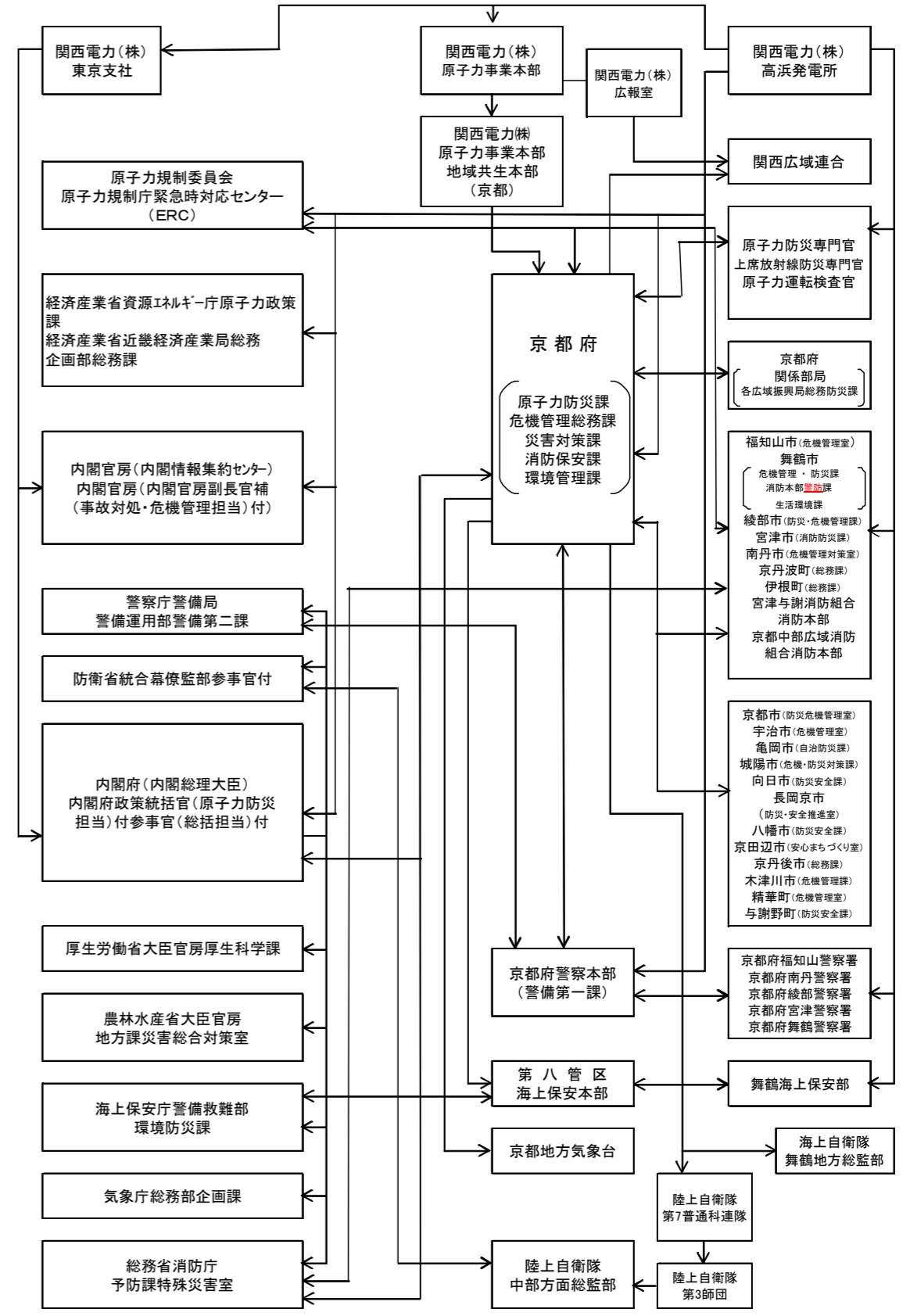
※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図  
(高浜発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

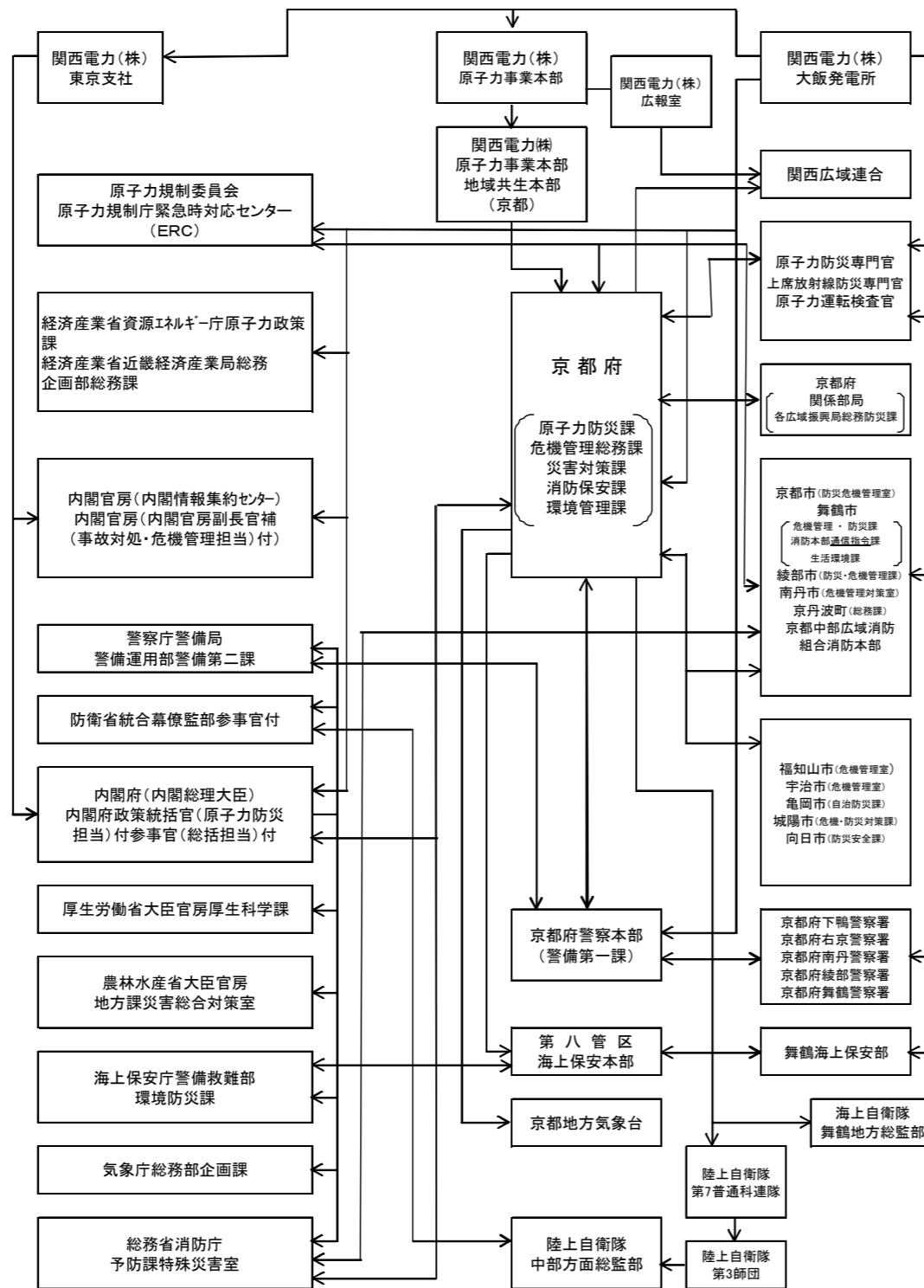
「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図  
(高浜発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

別図4-2

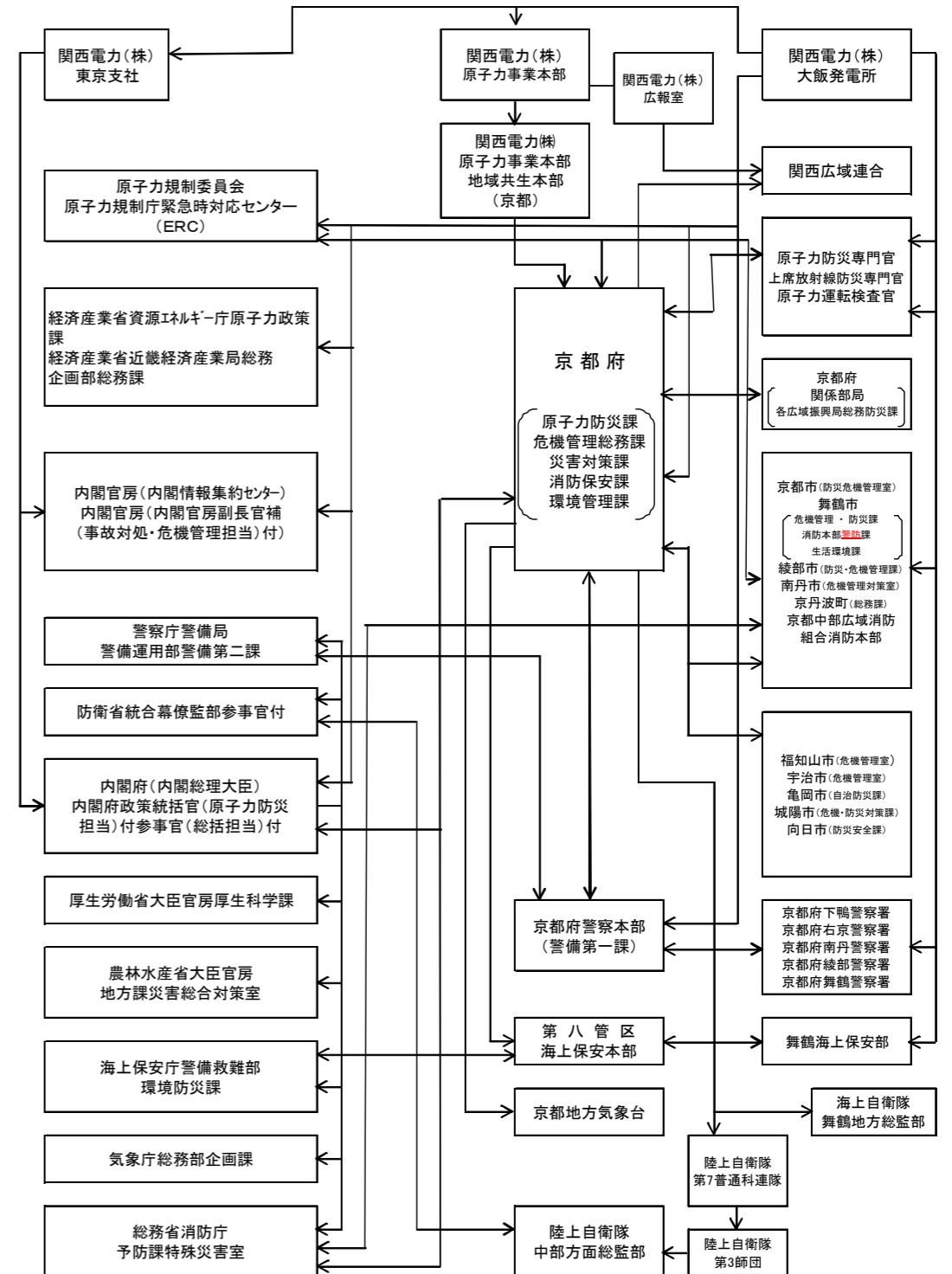
「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図  
(大飯発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

別図4-2

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図  
(大飯発電所)



※ 関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

組織改編による修正  
(府民環境部)

49 別表3 原子力災害対策本部の態勢  
(略)  
2 担当部・課の事務分掌

担当部名 (略)	担当課名 (略)	事務分掌 (略)
府民環境部 (府民環境部)	公営企画課 (公営企画班)	1 飲料水の供給支援に関する事 2 飲料水の摂取制限に関する事 3 厚生労働省健康局水道課、水道事業者との連絡調整に関する事。
(略)	(略)	(略)

第4章 避難、一時移転等の防護措置

1 避難、一時移転等の防護措置の実施

府〔危機管理部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。

(1) 府〔危機管理部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備を行うものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

原子力災害対策指針の52  
修正  
(危機管理部)

別表3 原子力災害対策本部の態勢  
(略)  
2 担当部・課の事務分掌

担当部名 (略)	担当課名 (略)	事務分掌 (略)
府民環境部 (府民環境部)	公営企画課 (公営企画班)	1 飲料水の供給支援に関する事 2 飲料水の摂取制限に関する事 3 厚生労働省医療・生活衛生局水道課、水道事業者との連絡調整に関する事
(略)	(略)	(略)

第4章 避難、一時移転等の防護措置

1 避難、一時移転等の防護措置の実施

府〔危機管理部〕は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。

(1) 府〔危機管理部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備を行うものとする。

なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要となること、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添うことを考慮するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項